

今後の森林環境税のあり方について
(素案)



令和4年11月

高知県林業環境政策課

目 次

1	はじめに	1
2	これまでの経過	
(1)	第一期の森林環境税課税期間（平成15年度～平成19年度）	2
ア	事業の概要	2
イ	事業の成果	2
ウ	第一期での課題	2
(2)	第二期の森林環境税課税期間（平成20年度～平成24年度）	3
ア	事業の概要	3
イ	事業の成果	3
(ア)	森林環境の保全を進める事業	3
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	3
ウ	第二期での課題	4
(ア)	森林環境の保全を進める事業	4
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	4
(3)	第三期の森林環境税課税期間（平成25年度～平成29年度）	4
ア	事業の概要	4
イ	事業の成果	5
(ア)	森林環境の保全を進める事業	5
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	6
ウ	第三期での課題	6
(ア)	森林環境の保全を進める事業	6
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	6
3	第四期森林環境税の成果（平成30年度～令和4年度）	
(1)	事業の概要	8
(2)	事業の成果(平成30年度から令和4年度までの5年間の見込み)	8
ア	森林環境の保全を進める事業	8
(ア)	CO ₂ 吸収や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進	8
(イ)	シカによる被害から森林環境を守る対策への支援	9
イ	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	9
(ア)	将来を担う子どもたちなどの森林環境教育への支援	9
(イ)	県民の森や山に対する主体的な活動への支援	10
(ウ)	持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援(木材利用の推進)	10
4	これまでの成果と今後の方向性	11
(1)	これまでの成果	11
(2)	現在の課題	11
ア	森林環境の保全を進める事業	11
イ	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	12

ウ	新たな課題への対応	12
(3)	県民のみなさんのご意見	12
	県民世論調査・企業アンケート等の結果	12
(4)	今後の方向性	15
5	第五期森林環境税の概要	17
(1)	森林環境税の延長について	17
(2)	第五期森林環境税が指すもの	17
(3)	具体的な使途	18
6	森林環境税の税収等の状況	19
(1)	税収規模	19
(2)	第五期森林環境税に必要な金額	19
7-1	参考【森林環境税】	21
(1)	本県の森林環境税の仕組み	21
(2)	第四期における高知県森林環境保全基金運営委員会の開催状況	22
(3)	他県の独自課税の状況	23
7-2	参考【森林環境譲与税】	24
(1)	国の森林環境税及び森林環境譲与税の成立	24
(2)	譲与基準と譲与額	25

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

森林環境税を活用した取り組みは、2015年に国連で採択された2030年までの達成をめざす17の目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」へつながっています。



1 はじめに

県土の84%を占める森林の荒廃を県民の生活環境の問題と捉え、広く薄い負担によって森林の重要性を認識し、県民みんなで森や山を守っていくことを目的として、高知県が全国に先駆けて平成15年度に導入した森林環境税は、今年度で20年目を迎えました。

この森林環境税は、課税期間を5年間としており、一定の期間を経た段階で事業の進捗状況を点検するとともに、森林環境を取り巻く情勢や財政需要の状況等を踏まえて、継続の可否や制度のあり方について見直しを図っていくことにしています。

このため、第一期の課税期間（平成15年度～平成19年度）、第二期の課税期間（平成20年度～平成24年度）及び第三期（平成25年度～平成29年度）の課税期間が満了するに当たっては、それぞれの課税期間の4年目に地域座談会、県民シンポジウム等を開催し、課税期間の延長の可否や用途などについて、県民のみなさんのご意見等をお聴きしたうえで、税を継続してきました。

第四期（平成30年度～令和4年度）の森林環境税は、本年度末をもって課税期間が満了することから、令和5年度以降の課税期間の延長の可否や延長する場合の用途などについて、県民世論調査（令和4年8月～9月）や企業アンケート（令和4年8月～9月）等を行い、県民のみなさんから多くのご意見等をいただくことができました。

他方で、この間、国でも森林吸収源対策等のための財源確保の検討が進められ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

このことにより、荒廃森林の整備が促進されることが期待されますが、その一方で、県の森林環境税と国からの森林環境譲与税の用途には重なりが見られることから、両者がどのように役割分担をしながら森林環境を取り巻く諸課題に対応していくかについて、整理を行う必要があります。

県では、これらのことを勘案し、本年11月までの間「今後の森林環境税のあり方」について、県民のみなさんからいただいたご意見や第四期目の事業の成果、森林環境譲与税の活用状況などを踏まえて検討を行い、「今後の森林環境税のあり方」について取りまとめましたのでご報告いたします。

2 これまでの経過

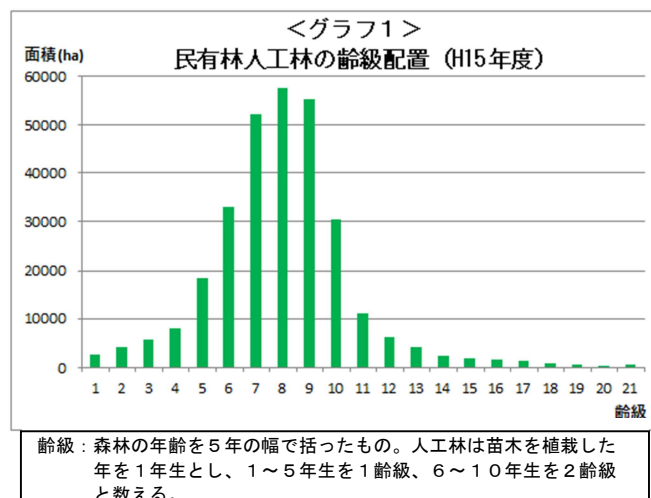
(1) 第一期の森林環境税課税期間（平成15年度～平成19年度）

ア 事業の概要

県民のみなさんに、森林の役割を認識していただき、それぞれの立場で参加できる森林保全活動に取り組んでいただくとともに、緊急に対応が必要な荒廃森林を整備しました。

イ 事業の成果

ダムの上流域など公益上重要で緊急に整備が必要な森林を中心に約3,500haの間伐等を行いました。また、「こうち山の日」（平成15年に、11月11日を「こうち山の日」に制定）の取組や、小中学校などが行う森林環境学習への支援、県民の森づくりへの参加の機会を広げる取組を展開するなど、県民のみなさんによる活動を支援した結果、県民と森林との関係が深まり、特に森林保全ボランティア団体が飛躍的に増加するなど一定の成果がみられました。



また、「こうち山の日」の取組がきっかけとなり、平成16年には、四国4県及び四国森林管理局により11月11日を「四国山の日」と制定されたり、本県と同趣旨の独自課税が他県でも創設される（平成19年8月時点：24県）など、本県発の森林環境税が先駆けとなり森林保全の取組が全国的に広がりました。

ウ 第一期での課題

森林の整備に関しては、国や県の既存の林業施策には森林環境税を充当しないことを原則とし、木材の生産など産業的な利用を期待しない森林（水土保全林）を対象として、緊急に整備が必要な森林の一定量を整備することができました。ただ、対象とする森林を制限していたこともあり、地域ごとのブロック会議や県民シンポジウムでは、こうした制限を見直し、整備対象森林の拡大を行うべきとの意見もありました。

その背景には、山村地域では過疎や高齢化によって木材生産に適した森林であっても放置され荒廃しているといった厳しい現実があり、併せてこの税による森林整備の実施面積が少なく、実施箇所が奥地であったため、都市部の住民からは成果が見えにくいとの指摘もありました。

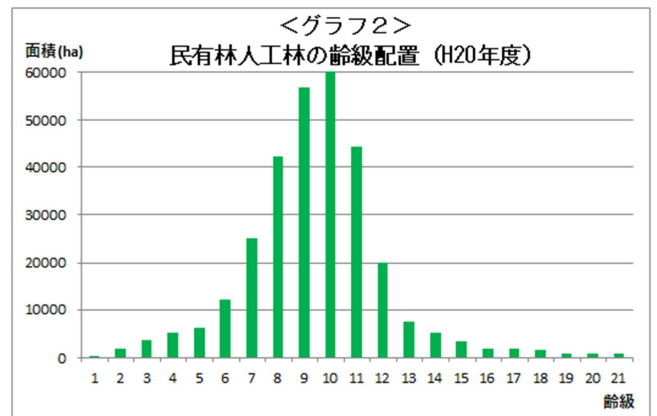
他方で、地球温暖化対策が人類全体の重要な環境問題となっており、国は京都議定書の第一約束期間（平成20年度から平成24年度まで）に向け、森林吸収源対策を本格化させていました。

また、県では、平成18年度から平成24年度の間、森林整備目標を盛り込んだ「高知県森林吸収量確保推進計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組むこととしており、循環型社会の先進県として京都議定書の内容を順守することを目指す本県にとって、その目標の達成は喫緊の課題となっていました。

(2) 第二期の森林環境税課税期間（平成20年度～平成24年度）

ア 事業の概要

引き続き、県民のみなさんに、森林の役割への認識を深め、それぞれの立場で参加できる森林保全の取組を促進するとともに、緊急に対応が必要な荒廃森林の整備を進めました。また、新たに、荒廃森林の発生を予防し、併せてCO₂吸収や水源のかん養などの公益的機能を高度に発揮するという環境的な視点をより重視して森林整備を行うこととしました。



さらに、県民の森林への理解と関わりを深め広げるために、都市部の方々にも納得いただけるよう事業を充実しました。

イ 事業の成果

(ア) 森林環境の保全を進める事業

CO₂吸収効果の高い林齢の人工林（11～35年生）を対象とする「みどりの環境整備支援事業」や、水源かん養機能等の公益的機能が高い人工林（11～45年生）を対象とする「公益林保全整備事業」により、約9,470haの保育間伐を実施し荒廃森林の発生を予防するなど、森林の持つ公益的機能を効果的に発揮させました。

また、森林保全ボランティアなど県民参加型の自発的な活動によって約170haの森林が手入れされるなど、合計で約9,640haの森林が整備され、本県の森林吸収量確保推進計画に基づく森林吸収量の目標の達成に貢献できました。

さらに、近年、全国的にニホンジカ（以下、「シカ」という。）による森林被害が原因で森林環境の悪化が深刻化しており、その対策を望む声が年々高まっていたこともあり、新たに森林環境税を活用し複数の市町村が広域的に取り組むシカの捕獲や、捕獲用のわな（檻型）の改良などに対する支援を行いました。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

第一期に続いて県民のみなさんの自発的な取組である「県民参加の森づくり」への支援を行い、延べ約9万人の方に参加していただきました。

さらに、森林への理解と関わりを深めていただくための広報などを行うとともに、県民のみなさんが木に触れ、木の良さを実感していただき、木を使うことが森林整備の促進につながっていることを理解していただけるよう、県産材を活用して県内274箇所への公共的施設等の木質化等を進めました。

その他の支援として、シカの食害から希少野生植物を保護するための事業や高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)認証制度を創設し、CO₂吸収による地球温暖化対策を進めてきました。

ウ 第二期での課題

(ア) 森林環境の保全を進める事業

森林の整備については、CO₂吸収や水源かん養などの公益的機能の高い人工林を対象に保育間伐を進めてきましたが、国の補助制度がこの5年間で搬出間伐を重視した方向に改正されてきました。そうした中でも、依然として保育間伐すべき森林は多く残っており、その整備に課題を残していました。

また、シカによる食害等を軽減させるための対策を行ってきましたが、その被害は増大していることから、継続して取り組んでいくべき課題となっていました。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

木材利用により森林資源の循環利用を進めることが、森林環境の保全につながることを理解していただくため、公共的な施設の木質化など、より多くの県民の方々に木の良さに触れていただく機会のある場をつくることが課題となっていました。

(3) 第三期の森林環境税課税期間(平成25年度～平成29年度)

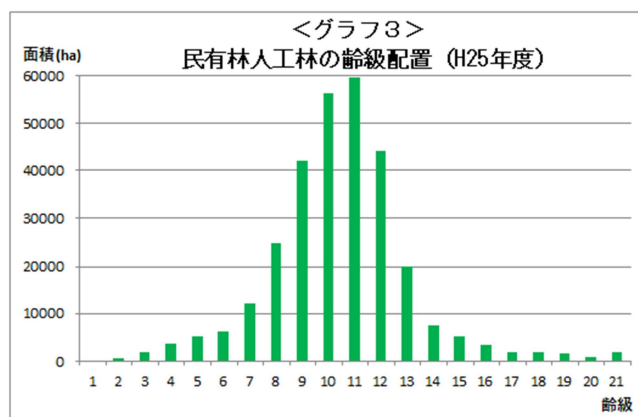
ア 事業の概要

こどもたちへの森林環境教育や県民の主体的な活動、木材利用の推進など県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業を引き続き進めるとともに、保育間伐やシカによる食害対策などにより森林環境の保全を進めました。

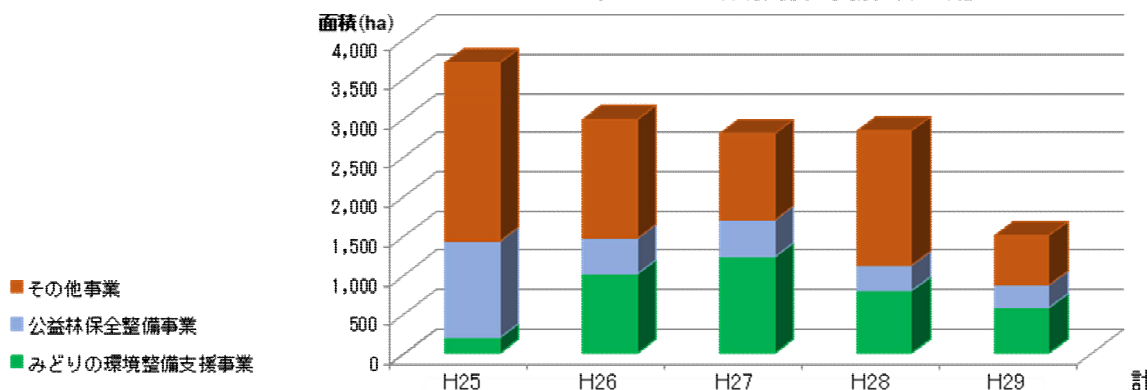
イ 事業の成果

(ア) 森林環境の保全を進める事業

荒廃森林の発生を防止し、森林の持つCO₂吸収や水源かん養等の公益的機能を効果的に発揮するための森林整備として、6,585haの保育間伐を行いました。これは、第三期の目標面積6,250haに対して約105%の実績となりました。



＜グラフ4＞ 保育間伐の実績 (第三期)



事業名	H25	H26	H27	H28	H29	計
森林環境税活用事業	1,424	1,465	1,696	1,124	876	6,585
みどりの環境整備支援事業	199	1,015	1,226	808	592	3,840
公益林保全整備事業	1,225	450	470	316	284	2,745
その他の保育間伐事業	2,277	1,525	1,114	1,723	628	7,267
保育間伐合計	3,701	2,990	2,810	2,847	1,504	13,852
森林環境税活用事業の占める割合	38%	49%	60%	39%	58%	48%
森林環境税活用事業目標面積	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	6,250
目標に対する達成率	114%	117%	136%	90%	70%	105%

また、地域住民による里山林の保全を促進するため、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用しやすくするよう、平成29年度から森林環境税により嵩上げ支援を行うこととし、545haの里山林の整備等を支援しました。

シカ被害対策としては、被害を受けている集落や新規狩猟者などに対し、くくりわな約14,000個の配布や購入支援を行うなど、シカの捕獲に取り組みました。また、シカによる自然植生被害が深刻化している山岳地域など捕獲困難地域において、シカの捕獲事業を実施するとともに、県内のシカ個体数の調査を行い、効果的な捕獲方法の検討などに貢献しました。

その結果、第三期の期間中に約4,700頭のシカを捕獲することができました。

また、シカによる希少野生植物の食害を防止するため、被害地の現況調査や防護ネットの設置を行い、19箇所希少野生植物を保護することができました。防護ネットの設置箇所をモニタリング調査した結果、希少野生植物の植生の回復が見られ

るなどの成果があり、今後の保護対策に向けたモデル事例として大いに役立ちました。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

これまでに引き続き、小中学校などが行う森林環境学習への支援を行い、延べ約2万5千人の児童や生徒に森林環境保全の重要性を学習していただいたほか、森林環境税情報誌「mamori」で森の持つ機能などについての特集を行い、県内小中学校等へ配布することで、森林環境保全の重要性をお伝えしました。

こうち山の日活動でも、森林への理解や関心を深める取組や森林保全ボランティア活動等に延べ7万人を超える方々に参加していただき、多くの県民の方に森林を守ることの大切さを理解していただきました。全国では、平成26年5月に「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、8月11日が「山の日」として国民の祝日となり、平成28年から施行されています。

また、多くの県民が木に触れ、木の良さを実感していただける機会を提供するため、公共施設をはじめ、金融機関や道の駅など延べ236箇所の身近な施設で木質化等を図ることができました。

ウ 第三期での課題

(ア) 森林環境の保全を進める事業

森林の整備については、「みどりの環境整備支援事業」や「公益林保全整備事業」を活用して進め、CO₂吸収をはじめとする森林の公益的機能を維持増進することができましたが、県内の民有林人工林の多くは伐採利用が可能な林齢（46年生以上）に移行しつつありました。このため、保育間伐の対象森林（林齢45年生以下）は民有林人工林の2割まで減少してきていましたが、依然として約5万7千ヘクタールと広大な面積がありました。

また、シカの捕獲については一定の成果がみられるものの、再生林の推進や森林環境の保全のためには、捕獲圧をさらに高めるとともに、シカの食害により絶滅が危惧される希少野生植物の保護を引き続き行う必要がありました。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

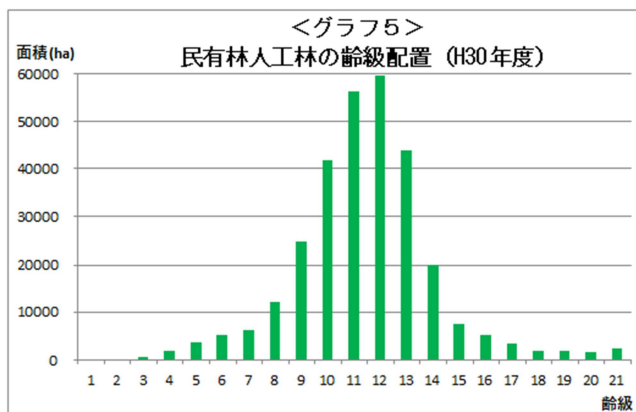
森林保全ボランティア活動への参加人数が減少しつつあることから、より多くの県民のみなさんの参加を促す取組を強化していく必要があるため、引き続き、日頃、森林に親しむ機会が少ない児童、生徒にも森林への理解を深め、関心を持ってもらうよう、森林環境教育に取り組んでいくとともに、より多くの県民のみなさんが木のぬくもり等の良さを知り、実感していただく機会を増やせるよう、公共的な施設等への木材利用を拡大していく必要がありました。

加えて、出生・育児という自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、保護者と乳幼児が日頃から木に触れ、木に親しむことができる機会をつくり、木の良さを実感していただくなど、より幅広い県民のみなさんを対象として取組を充実していくことが必要となっていました。

3 第四期の森林環境税の成果（平成30年度～令和4年度）

(1) 事業の概要

森林の持つ公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくため、引き続き保育間伐やシカ被害対策など「森林環境の保全を進める事業」を行いました。また、森林保全ボランティア活動の充実強化や、より幅広い県民のみなさんに森林の持つ公益的機能の重要性について認識を深めていただき、木の良さを実感していただくため、「県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」を拡充し、取組を進めました。



(2) 事業の成果（平成30年度から令和4年度までの5年間の見込み）

ア 森林環境の保全を進める事業

(ア) CO₂吸収や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進

荒廃森林の発生を防止し、森林の持つCO₂吸収や水源かん養等の公益的機能を効果的に発揮するための森林の整備を行いました。令和4年度末までに4,165haの保育間伐が見込まれており、第四期の森林環境税を活用した保育間伐の目標面積5,000haに対して約83%の実績となる見込みです。

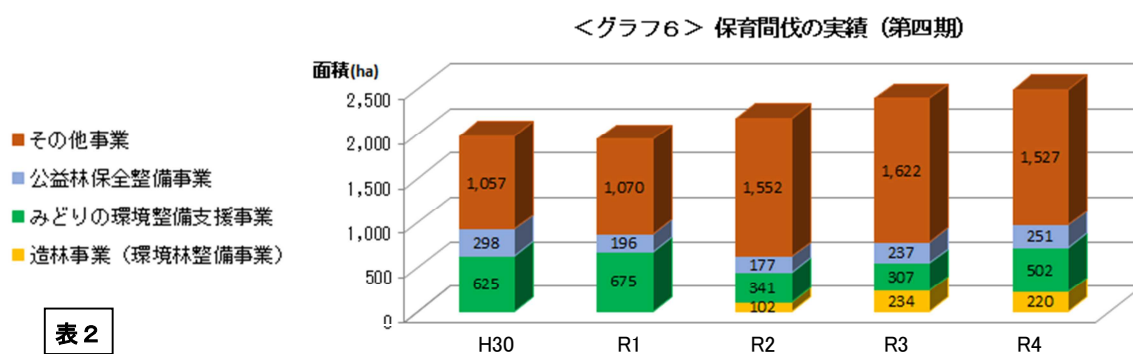


表2

森林環境税活用事業	923	871	620	778	973	4,165
みどりの環境整備支援事業	625	675	341	307	502	2,450
公益林保全整備事業	298	196	177	237	251	1,159
造林事業（環境林整備事業）	0	0	102	234	220	556
その他の保育間伐事業	1,057	1,070	1,552	1,622	1,527	6,828
保育間伐合計	1,980	1,941	2,172	2,400	2,500	10,993
森林環境税活用事業の占める割合	47%	45%	29%	32%	39%	38%
森林環境税活用事業目標面積	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
目標に対する達成率	92%	87%	62%	78%	97%	83%

また、地域住民による里山林の保全活動を支援する「森林・山村多面的機能発揮対策支援事業」により1,600haを超える里山林等の整備を支援する見込みです。

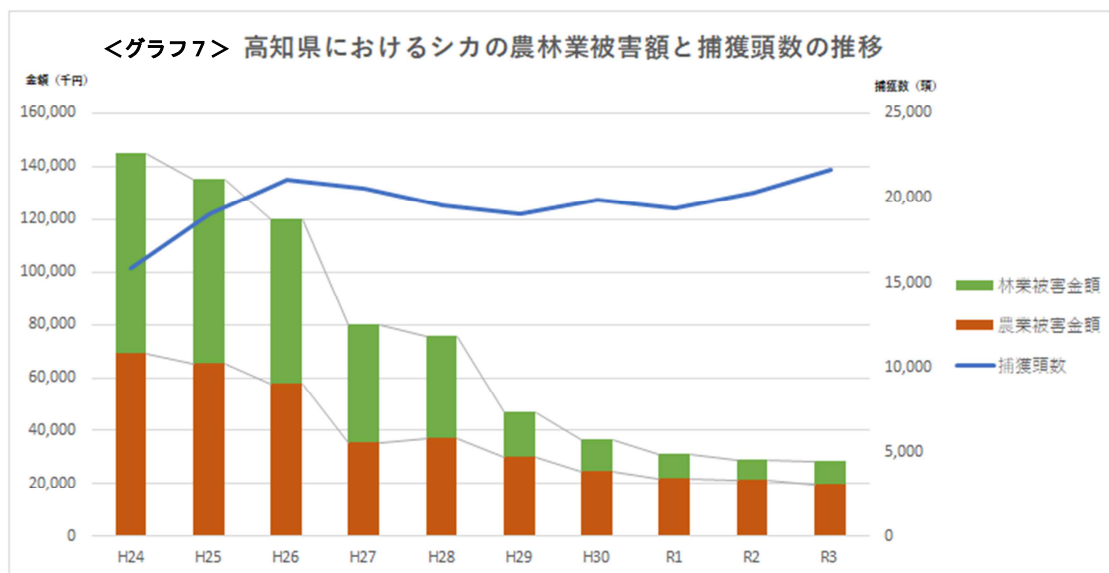
これらの森林環境税を活用した森林等の整備により、森林の持つ公益的機能の維持増進に貢献しています。

(イ) シカによる被害から森林環境を守る対策への支援

シカによる被害を軽減するため、平成30年度と令和元年度に狩猟者にくくりわなを7,776基配布しました。また、一般の狩猟者による捕獲が及ばず、自然植生への被害が深刻化している山岳地などの捕獲困難地域でシカの捕獲に取り組みました。さらに、県内の狩猟によるシカ捕獲頭数の半数を占め、森林及び自然植生への被害が著しく、県境に接しているため隣県からのシカの流入が考えられる5市町に対し、委託により捕獲報償金支払事業を実施し、捕獲圧の強化及び早期捕獲を図りました。

これらの事業により、1万頭以上のシカを捕獲したことで、農林業の被害額の減少に貢献しています。

また、計画的なシカ被害対策のため、最新のシカの個体数を推定するための調査等を実施しました。



また、シカによる希少野生植物の食害を防止するため、被害地の現況調査や防鹿柵の設置を行い、53箇所希少野生植物を保護することができました。防鹿柵の設置箇所のモニタリング調査では、これまでに引き続き、希少野生植物の植生の回復が見られるなどの成果があり、県内の希少野生植物の絶滅を防ぐための有意義な取組となっています。

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

(ア) 将来を担う子どもたちなどの森林環境教育への支援

小中学校などが行う森林環境学習や森林体験活動への支援や、高校生に森林環境学習や林業関係の資格取得を推進することによって、児童生徒をはじめとする約5万人を超える幅広い世代の県民のみなさんに森林環境保全の重要性を学習していただき、

森林への理解と関心を深めていただくとともに、将来の森林整備の担い手の確保を図っています。

(イ) 県民の森や山に対する主体的な活動への支援

県では、11月11日を「こうち山の日」と定め、本県の豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって、山を守り育て、次代へと引き継いでいくこととしています。

この「こうち山の日」の趣旨に沿って、県民のみなさんが幅広く参加者を募集して実施する植樹活動や間伐体験などの取組や、森林保全ボランティア活動等を支援し、約3万3千人の方々が参加しています。

また、森林の果たす役割や森林保全の必要性を、幅広く県民のみなさんに理解していただくため、森林環境情報誌「もりりん」の発行や、「森林環境学習フェア（もくもくエコランド）」の開催を行いました。

「もりりん」は、森林の役割や森林を守ることの重要性についての普及啓発を目的として、第一期の途中（平成19年度）から発行していた森林環境税情報誌「mamori」を改訂して平成30年から発行している情報誌です。「もりりん」では森林の持つはたらきを紹介するとともに、森の仕事や山で活動している団体、また、木を使った家や建物などについても紹介し、県内小中学校のすべての児童生徒を中心に配布することによって、森や木に関する様々な情報を県民のみなさんに知っていただくことができました。

また、「森林環境学習フェア」は毎年10月に高知市内で開催しているイベントで、「木造住宅フェア」をリニューアルする形で第4期から開始しています。ステージや各出展ブースで、森林に関する学習や木工などの体験を行っていただくことができ、延べ約4万5千人の方にご来場いただき、森林と親しむ機会が少ない都市部の方にも様々な体験をしていただくことで、森林への理解と関心を深めていただくことができました。

(ウ) 持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援（木材利用の推進）

木材の利用が森林環境の保全につながることを理解してもらえるように、県民のみなさんが木に触れ、木の良さを実感していただける機会を提供するため、公共施設をはじめ、金融機関や道の駅など延べ320箇所の身近な施設で木質化等を図ることができました。

また、第4期からは、出生・育児という自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、保護者と乳幼児が日ごろから木に触れ、木に親しむ機会をつくるため、満4歳未満の乳幼児に県産材を使用して作成した玩具や食器等を贈る取組への支援を行い、延べ16市町村で木製玩具等を配布することができました。

4 これまでの成果と今後の方向性

(1) これまでの成果

第一期課税期間では、森林に対する県民の理解と参加意識の醸成を目指して、「こうち山の日」などの取組や森林環境学習への支援などを中心に行ってきました。

一方、森林整備の事業としては、ダム上流域など公益上重要で緊急に整備を行う必要があり、産業利用を行わない水土保全林を中心に荒廃林対策を行いました。

次の第二期課税期間では、森林環境保全の意識を高めるためには、県民の目に見える場所での森林整備をもっと進めるべきといったご意見もあり、産業利用を行う森林も整備の対象としながら、喫緊の課題である地球温暖化対策として、保育間伐の実施面積を大幅に拡大しました。また、被害が拡大していたシカへの対策も新たに加えるとともに、都市部の県民のみなさんにも木の良さを実感していただけるように公共的施設の木質化等の事業を充実させました。

第三期課税期間では、搬出間伐が可能となる45年生以上の人工林の中にも、手入れが必要な森林が多くあることから、保育間伐の対象林齢を拡大して森林整備を進めてきました。

第四期課税期間では、森林資源が成熟する中でも整備が必要な人工林が多く残っていることから、引き続き保育間伐を行っていくとともに、一定の成果を上げているシカの捕獲についても、再生林や森林環境の保全のため、取組をさらに強化してきました。

また、森林保全ボランティア活動への参加人数が減少傾向にあったことから、より多くの県民の方に森林や山への理解と関心を持っていただけるよう、普及啓発や木材利用の取組にも注力してきました。

このように、これまでの20年間の経過を見ても、「森林環境保全を進める事業」と「県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」を2つの柱としながら、県民のみなさんからいただいたご意見やその時々の変化を踏まえて、より効果的な取組となるよう随時、内容を見直して事業を進めてきました。

(2) 現在の課題

ア 森林環境の保全を進める事業

森林の整備については、これまでの事業の成果により、CO₂吸収や水源かん養をはじめとする森林の公益的機能を維持増進することができましたが、県内の民有林人工林の8割以上が木材利用に適した林齢（46年生以上）に移行しています。

また、適切な経営管理が行われていない森林の整備に必要な財源を確保する観点から、国において創設された森林環境譲与税が、令和元年度から県と市町村に譲与

されており、県の森林環境税との役割分担を考慮して事業を進めていくことが必要になりました。

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

森林の持つ公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくために、県民一人ひとりが森林の重要性についての認識を高め、森林環境の保全に主体的に参加していただけるよう取り組んできており、多くの県民の方々に参加をいただいています。森林に対する理解が県民のみなさんに根付いていくためには、普及啓発や森林環境教育などに継続的に取り組むことが重要です。

また、より多くの県民の方々が木の良さを知り、実感していただく機会を増やせるよう、公共的な施設等への木材利用や緑化を進めていくことが必要です。

ウ 新たな課題への対応

国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成（2030年）への認識が高まる中で、国においては、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを2020年10月に宣言するなど、CO₂の吸収源としての森林の役割への期待が高まっています。

高知県でも、2020年12月高知県定例議会において、カーボンニュートラルの取組を進めていくことを表明しており、森林保全や木材利用を通じたカーボンニュートラルの取組に対応していくことが必要になっています。

(3) 県民のみなさんのご意見

県民世論調査・企業アンケート等の結果

令和4年度県民世論調査により、森林の持つ公益的機能や森林環境税についての認知度、森林環境税の継続に対する賛否、森林保全のための今後の取組に対する意見などの調査を行うとともに、県内企業に対してもほぼ同様のアンケート調査を行いました。

森林環境税の延長については、森林環境譲与税との役割分担を図1のとおりお示ししてご意見をお伺いしています。

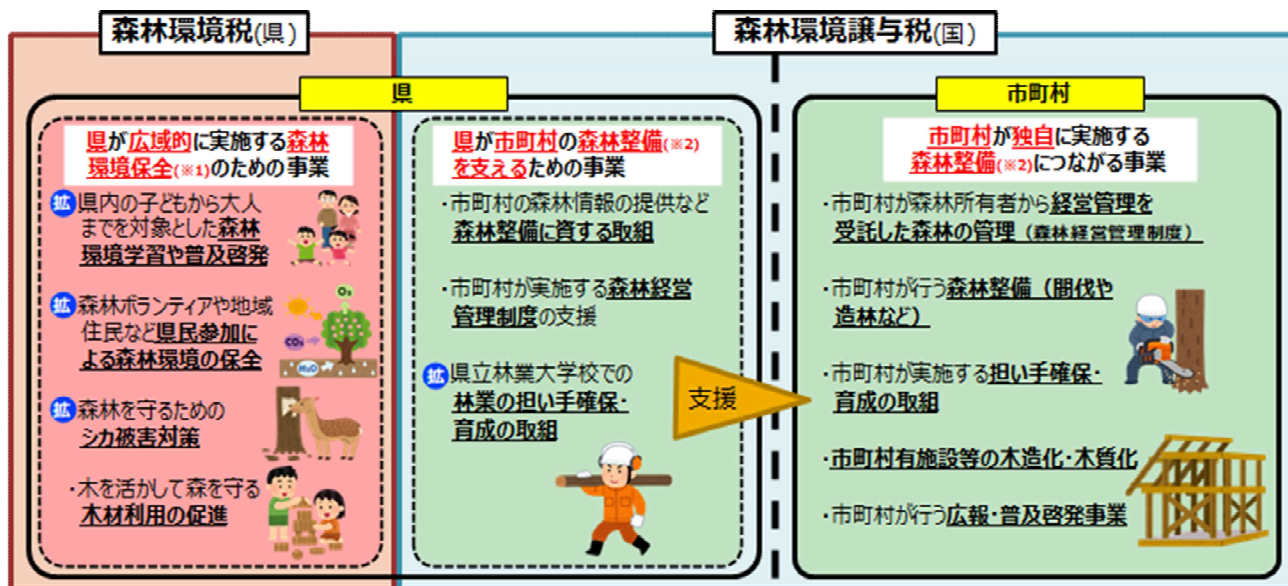
その結果、5年間の継続については、県民のみなさんから約9割（県民世論調査、企業アンケート調査とも）の賛意（賛成+どちらかといえば賛成のご意見の計）をいただきました。

①県民世論調査(令和4年8月19日～9月13日：アンケート配布数3,000名、回答数1,671名)

②企業アンケート調査(令和4年8月9日～9月13日：アンケート配布数2,000社、回答数438社)

⑤もくもくエコランド2022 第5回森林環境学習フェア(令和4年10月22日、10月23日：アンケート回答数203名)

(図1)



県では、森林環境保全(※1)と森林整備(※2)を次のとおり区分しています。

(※1)森林環境保全は、森林の有する公益的機能(水源かん養、国土保全など)の低下を予防するための取組を行うこと。

(※2)森林整備は、森林資源を充実にすることを主な目的として行う間伐や植林などの森林施策。

○森林の「公益的機能」の低下についての認知度→『知っていた』(=「だいたい知っていた」+「よく知っていた」)

表3

区分	知っていた (だいたい知っていた+よく知っていた)	知らなかった (あまり知らなかった+まったく知らなかった)
世論調査	66.3%	30.0%
もくもくエコランド	72.4%	26.6%

(参考) H28年度 県民世論調査 結果

知っていた 71.3%、知らなかった 26.8%

H23年度 県民世論調査 結果

知っていた 73.0%、知らなかった 25.1%

○県の森林環境税や国の森林環境(譲与)税について知っていましたか。

表4

区分	両方知っていた	県の森林環境税のみ知っていた	国の森林環境(譲与)税のみ知っていた	両方知らなかった(このアンケートではじめて知った)
世論調査	12.1%	14.5%	2.0%	70.6%
もくもくエコランド	25.1%	17.7%	3.4%	52.2%

○森林環境税の継続に対する賛否→『賛成意見』（＝「賛成」＋「どちらかと言えば賛成」）

表5

区分	『賛成意見』	「賛成」	「どちらかと言えば賛成」	『反対意見』	「反対」	「どちらかと言えば反対」
世論調査	89.6%	43.4%	46.2%	6.3%	2.2%	4.1%
企業	88.8%	44.3%	44.5%	5.2%	1.8%	3.4%
もくもくエコランド	93.1%	59.6%	33.5%	4.9%	1.5%	3.4%

（参考）H28年度 県民世論調査結果 『賛成意見』74.4%、『反対意見』7.0%
 H23年度 県民世論調査結果 『賛成意見』76.5%、『反対意見』5.9%
 H28年度 企業アンケート 『賛成意見』71.1%、『反対意見』5.8%
 H23年度 企業アンケート 『賛成意見』78.9%、『反対意見』6.1%
 H28年度 もくもくランド 『賛成意見』84.5%、『反対意見』4.2%

○森林の保全や整備のため、取り組むべき又は充実すべきと考える事業（複数回答可）

表6

区分	第1位	第2位	第3位
世論調査	森林整備への支援 [76.6%]	公共的施設等への木材利用 [47.0%]	森林環境学習への支援 [45.7%]
企業	森林整備への支援 [59.4%]	森林環境学習への支援 [37.0%]	公共的施設等への木材利用 [32.6%]
もくもくエコランド	森林整備への支援 [77.8%]	森林環境学習への支援 [62.1%]	シカ被害対策への支援 [50.7%]

令和4年度県民世論調査は、県内全域の選挙人名簿の中から無作為抽出した県民3,000人を対象に行い、1,671人（55.7%）から回答をいただきました。また、企業アンケートは、県内に事業所を置く企業・法人等2,000社対象に行い、438社（21.9%）から回答をいただいています。

もくもくエコランドは、高知市中央公園で、本年10月に開催した「もくもくエコランド森林環境学習フェア」の中にアンケートコーナーを設置して来場者数の約3%にあたる203名の県民の方に県民世論調査と同じ設問のアンケートに回答いただきました。

調査結果の主な特徴としては、以下の点が挙げられます。

- 森林の「公益的機能」の低下についての認知度が、平成23年度、平成28年度、そして今回と徐々に低下しており、知らなかったという回答の割合が徐々に増えてきています。
- 「令和5年度以降も県の森林環境税を継続（5年間）することについて、どのように考えますか」という質問については、県民世論調査及び企業アンケートにおいて、『賛成意見』が回答者の約9割を占めており、いずれも平成28年度に実施した調査から15ポイント以上増えています。

- 「森林の保全や整備のため、取り組むべき又は充実すべきだと考える事業はどれですか」という質問については、「間伐などによる森林整備への支援」を支持する意見が県民、企業ともに最も多くなっています。

次いで、「公共的な施設などへの木材利用の推進への支援」や「将来を担う子どもたちを対象とした森林環境学習などへの支援」が多くの支持を集めています。

- 令和4年度は、新たに県の森林環境税と国の森林環境（譲与）税の認知度について、お聞きしています。県民世論調査では、県の森林環境税を知っている方は26.6%、国の森林環境（譲与）税を知っている方は14.1%で、両方知らなかった方が70.6%となっており、税に対する認知度が低いことが明らかになりました。

（4）今後の方向性

本県の森林環境税では、制度創設以来、県内で実施された間伐の15%にあたる約2万5千ヘクタールの間伐や森林被害対策、多様な植生の保全に取り組み、森林の公益的機能の維持増進に貢献してきました。

県内の民有林人工林は、図2のとおり伐採利用に適した林齢（46年生以上）が8割を超え、保育間伐の対象となる森林は減少していますが、その一方で、適切に経営管理されない森林を明らかにして、その整備を進めるため、令和元年度からは森林経営管理制度が施行され、併せて、その財源となる森林環境譲与税が、県と市町村に譲与されています。

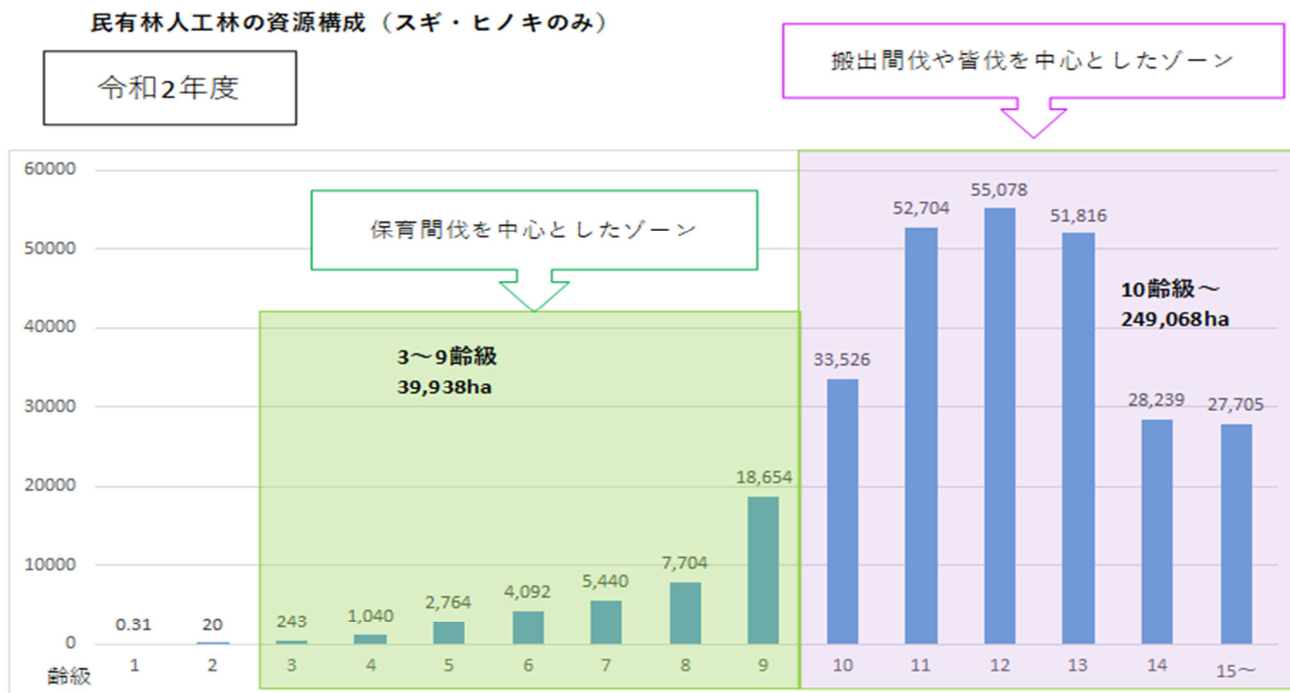
また、森林環境学習や森林保全ボランティア活動など、県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる取組を実施し、これまで延べ31万人に参加いただいております。この森林への理解と関わりを深め広げる取組は、継続することで代々と県民のみなさんに根付いてくるものであり、意義を持つものです。

加えて、近年は、2030年のSDGsの達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂の吸収源としての森林の役割に対する期待が高まっており、間伐や伐採後の再造林など適切な森林整備をさらに進めて、森林の公益的機能の維持増進を図ること、また、そうした取組を県民参加のもと進めていくため、県民一人ひとりの意識の変化や行動が求められています。

地球温暖化の防止に向けて森林の役割が一層重要となる中で、森林環境保全の取組を先導的に進めていくことが、日本一の森林率を誇り、全国に先駆けて森林環境税を導入した本県のあるべき姿であり、この税を延長していくことが必要と考えています。

このため、県では、森林環境税と森林環境譲与税の用途を棲み分け、最大限に活用して森林保全・整備の取組を進めてまいります。

(図2)



区 分	令和2年度	平成28年度	差
民有林総面積	468,172ha	468,665ha	△493ha
うち民有林人工林面積	297,140ha	297,522ha	△382ha
スギ・ヒノキ10 年齢級~ (搬出間伐・皆伐期)	249,068ha 人工林に占める割合 83.8%	231,965ha 人工林に占める割合 78.0%	17,103ha +5.8%
スギ・ヒノキ3 年齢級~9 年齢級 (保育間伐期)	39,938ha 人工林に占める割合 13.4%	57,351ha 人工林に占める割合 19.2%	△17,413ha △5.8%

5 第五期森林環境税の概要

(1) 森林環境税の延長について

本年度に実施した県民世論調査や企業アンケート等で、「県の森林環境税と国の森林環境譲与税との用途を（P13、図1）のように整理し、5年間継続すること」について、県民のみなさんのご意見をお伺いし、約9割の賛意をいただきました。

こうした意見も踏まえて、これまでの延長と同様に、森林環境税の課税期間を5年間延長することとし、森林環境税の用途として整理した「県が広域的に実施する森林環境保全のための事業」では、次の取組を主体に実施することとします。

- ・ 県内の子どもから大人までを対象とした森林環境学習や普及啓発
- ・ 森林ボランティアや地域住民など県民参加による森林環境の保全
- ・ 森林を守るためのシカ被害対策
- ・ 木を活かして森を守る木材利用の促進

また、令和5年度から令和9年度までの課税期間の中では、その時々ニーズに合わせ、県民のみなさんからの意見を取り入れて、常に事業を改善（必要な場合は新設）していくこととします。

なお、県に譲与された森林環境譲与税については、「県が市町村の森林整備を支えるための事業」に充当するよう整理しましたので、その趣旨に沿った事業を実施することといたします。

(2) 第五期森林環境税が目指すもの

高知県の森林環境税の発足時には、森林が水を貯める働きに注目が集まっていました。森林環境税の目的は、そうした森林の重要性を認識し、「県民みんなで森を守っていく」ことにありました。

その目的には変更はありませんが、近年では、これまでに加えて森林が地球温暖化を防止する働きへの関心が高まっています。

森林率が84%と日本一の高知県の森は、CO₂を大量に吸収し続けて、地球温暖化防止に大きく貢献しています。また、その比率の高さゆえに、人は森と深く関わってきました。

第五期の森林環境税では、こうした事実を積極的に捉えて、高知県の森に触れ、学び、誇りをもって森を育み、使う、次の活動を進めていきます。

■森と触れあい、学ぶ「こうちの森で人づくり」

- ・ 森林環境学習や森に五感で触れ合うことで、森を楽しむ資質や能力を育成
- ・ ボランティアなど、県民参加による森づくりを推進
- ・ 森が持つ多様な働きを学び、森の価値を知り、それを生み出す活動を促進
- ・ 生徒や学生が森の仕事に携わる人と密に交流し、森の仕事を身近に感じる土壌を形成

【事業目標（KPI）の例】

- ◎林業就業者数

- 森林環境学習の参加数
- 森林保全ボランティアの活動数

■森を守り育み、使う 「豊かな森づくり」

- ・木材利用による街の森づくりなどを進め、地球温暖化の防止に貢献
- ・シカなどによる食害を抑えて野生動植物との共存を実現

【事業目標（KPI）の例】

- ◎森林整備面積（間伐、再造林）
- 県産木材利用促進に係る事業の実施箇所数、木材使用量
- シカの個体数調整

※ 事業目標の◎印は、森林環境税の活用事業のみで達成するものではなく、県や市町村等の様々な施策を組み合わせ、全体で目指す目標です。また、○印は、森林環境税を活用した事業で目指す目標です。

（3）具体的な使途

これまでの森林環境税では、「森林環境の保全を進める事業」と「県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」の2本柱で取組を進めてきました。

今回の森林環境税の延長にあたっては、森林整備を主目的とする森林環境譲与税が市町村に譲与されていることも踏まえて、「森林環境の保全を進める事業」の中で実施してきた森林整備について、市町村の譲与税を活用していただくことを調整していきます。

また、森林整備を除いて、（2）でお示しした第五期森林環境税の目指す姿を明確にするため、次の区分により事業を実施することといたします。

ア こうちの森で人づくり事業

- ①将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育
学校現場等での森林環境学習、幅広い世代への木育 など
- ②県民の森や山に対する主体的な活動
森林保全ボランティア、県民参加による「こうち山の日」活動 など
- ③森林環境に対する意識向上のための普及啓発・広報
情報誌の発行・配布、イベント開催、生活の場の緑化、意見交換会 など

イ 豊かな森づくり事業

- ④森林の保全につながる木材利用の促進
建築物の木質化などによる「木の香るまちづくり」、カーボンニュートラル（脱炭素）につながる木材利用 など
- ⑤野生動植物との共存
森林環境や守るための害獣防除、希少野生植物の保護 など

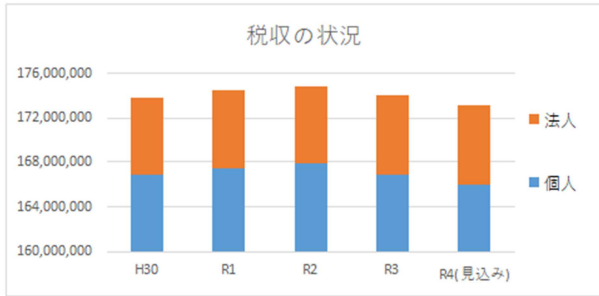
【森林環境税の税収等の状況】

6 森林環境税の税収等の状況

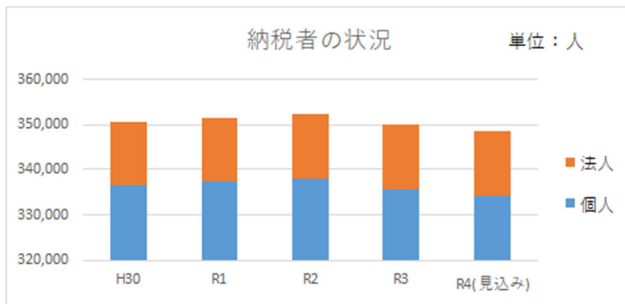
第四期の税収額については、毎年度1億7千4百万円前後で推移しています。納税者数については、個人は約33万6千万人、法人は約1万4千社で推移しています。

表7

<グラフ8>



1 税収の状況			単位:円
年度	個人	法人	計
H30	166,811,378	6,999,532	173,810,910
R1	167,402,398	7,015,365	174,417,763
R2	167,762,396	7,046,113	174,808,509
R3	166,809,339	7,208,623	174,017,962
R4(見込み)	165,865,000	7,273,000	173,138,000
計	834,650,511	35,542,633	870,193,144



2 納税者の状況			単位:人
年度	個人	法人	計
H30	336,415	14,196	350,611
R1	337,131	14,356	351,487
R2	337,652	14,567	352,219
R3	335,430	14,577	350,007
R4(見込み)	333,800	14,606	348,406
計	1,680,428	72,302	1,752,730

(1) 税収規模

令和4年度の個人・法人県民税均等割の納税義務者数を基にして試算すると、令和5年度以降の税収規模等は年間1.74億円程度と見込まれます。加えて、第四期末の基金残額は0.5億円程度と見込まれており、1.74億円×5年間+0.5億円=9.2億円程度（令和5年度から令和9年度までの5年間）の基金造成が見込めます。

(2) 次期森林環境税に必要な金額

ア こうちの森で人づくり事業

- ① 将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育
- ② 県民の森や山に対する主体的な活動
- ③ 森林環境に対する意識向上のための普及啓発・広報

<①～③=5.2億円程度（5年間）>

イ 豊かな森づくり事業

- ④ 森林の保全につながる木材利用の促進
- ⑤ 野生動植物との共存

<④+⑤=4.0億円程度（5年間）>

合計（ア+イ）=9.2億円

なお、これらの事業の詳細については、令和4年度第3回森林環境保全基金運営委員会（11月8日開催）の資料3（別添）のとおりです。また、資料中の事業名、事業内容、予算額等は、現段階の案であり、今後の検討の中で変更になることがあります。

また、課税期間の中では、毎年度検証を行い、その時々ニーズに合わせ、県民のみなさんからの意見を取り入れて、常に事業を改善していくこととします。

7-1 参考【森林環境税】

(1) 本県の森林環境税の仕組み

税の仕組み(図3)は、県民税(個人及び法人)の均等割額に、年額500円を加算する超過課税方式を採用しています。法制上は県民税均等割の超過課税ですが、水源かん養機能をはじめとした森林が持つ様々な公益的機能を守るといった目的から、高知県森林環境保全基金条例第5条では、森林環境税ということとしています。

課税期間については、平成14年度に森林環境税の創設を検討する中で、一定の期間を経た段階で事業の進捗状況を点検し、森林環境を取り巻く情勢や財政需要の状況等を踏まえ、制度のあり方について総合的な見直しを図っていくため、原則5年間としたものです。また、同年度に課税方式を検討した際に、法定外目的税である水道課税方式と県民税均等割の超過課税方式とが検討され、超過課税方式を採用することとなりましたが、これは、総務省が示した法定外税を検討する際の留意事項である、「社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当」という考え方に準じているからです。

この森林環境税は、高知県森林環境保全基金条例で定められた目的に沿って活用されるよう明確に経理を区分し基金に積み立てており、森林の環境を保全する事業をはじめ、森林への理解や関わりを深め広げるための事業に活用されてきました。

また、基金の運営に県民のみなさんの考えを反映できるよう高知県森林環境保全基金運営委員会を設置しています。この委員会は県民や有識者などで構成しており、税の用途を透明にして、事業を行う過程をオープンにするとともに、事業計画や進捗状況、制度のあり方などについてご意見やご提案をいただくことにしています。

平成19年12月には、寄附金を受け入れ、基金に積み立てることができるよう条例を一部改正しています。

平成30年3月の条例改正では、国の森林環境税及び森林環境譲与税の動向を念頭に、「知事は、国の税制の動向等を踏まえ必要があると認めるときは、付則第33条の規定について検討を加え必要な措置を講ずるものとする。」ことを改正附則で規定しています。

高知県税条例(抜粋)

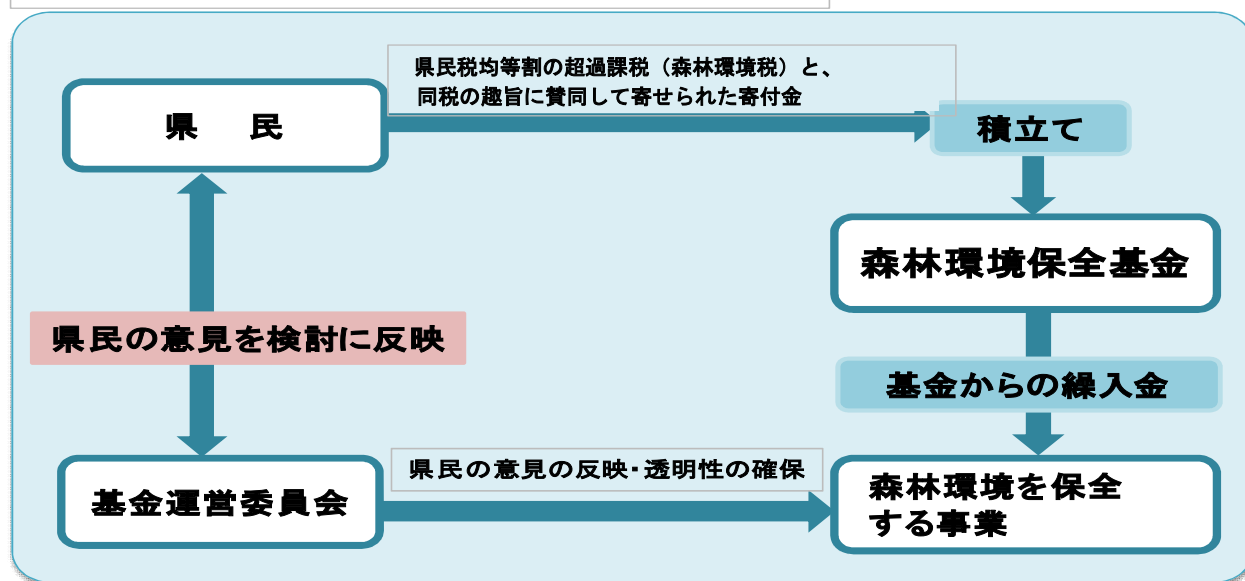
(森林環境の保全に係る県民税の均等割の税率の特例)

第33条 森林環境の保全に資するため、平成15年度から令和4年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第40条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

2 森林環境の保全に資するため、平成15年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は**法第52条第2項第4号**の期間に係る第47条第1項の法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に500円を加算した額とする。

森林環境税による事業の仕組みについて

図3



(2) 第四期における高知県森林環境保全基金運営委員会の開催状況

(平成30年度)

- 第1回 平成30年 9月12日 開催
- 第2回 平成30年12月 7日 開催
- 第3回 平成31年 3月18日 開催

(令和元年度)

- 第1回 令和元年 7月30日 開催
- 第2回 令和元年12月23日 開催
- 第3回 資料送付(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)

(令和2年度)

- 第1回 令和2年 7月17日 開催
- 第2回 令和3年 1月 8日 開催
- 第3回 令和3年 3月18日 開催

(令和3年度)

- 第1回 令和3年 7月29日 開催
- 第2回 令和4年 2月18日 開催

(令和4年度)

- 第1回 令和4年 6月23日 開催
- 第2回 令和4年 9月 8日 開催
- 第3回 令和4年11月 8日 開催
- 第4回 令和5年 1月 下旬 開催予定

(3) 他県の独自課税の状況

全国に目を向けると、本県による森林環境税の導入を契機として、同趣旨の課税を37府県が導入済みであり（令和4年4月1日現在）、本県発の森林環境税は全国的に広がりをみせています。

表 8

項目	北海道・東北地方	関東地方	北陸地方	中部地方	近畿地方	中国・四国地方	九州・沖縄地方
導入済み (37府県)	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	茨城県、栃木県、神奈川県、群馬県	富山県、石川県	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
未導入 (10都道県)	北海道、青森県	埼玉県※、千葉県、東京都	新潟県、福井県	-	-	徳島県、香川県	沖縄県

※ 埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置

7-2 参考（森林環境譲与税）

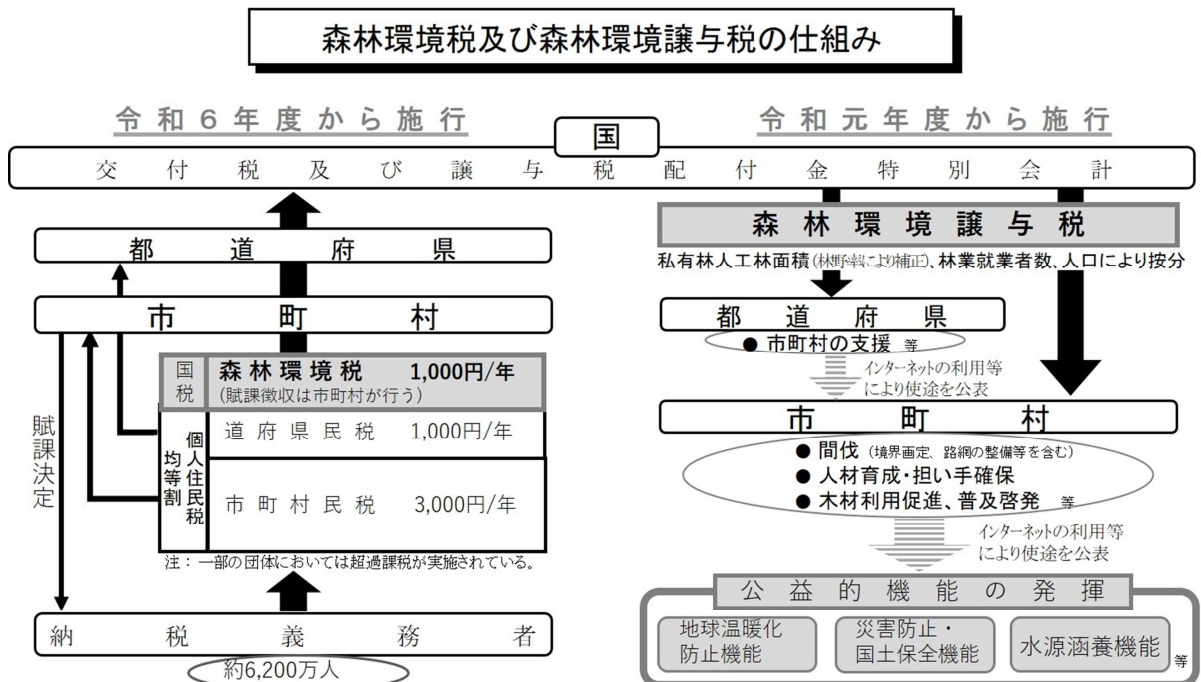
(1) 国の森林環境税及び森林環境譲与税の成立

平成29年12月に発表された平成30年度税制改正大綱では、地球温暖化防止や国土保全のために森林管理を行う財源とするため、森林環境税の課税を令和6年度から開始し、森林環境譲与税の譲与については、森林現場における所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等といった諸課題にはできる限り早期に対応する必要があることから、新たな森林管理システム（森林経営管理制度）の構築と合わせ、令和元年度から行うこと、また、使途については、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、並びに都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこと等が示されました。

その後、平成30年12月の平成31年度税制改正大綱を経て、個人住民税の納税者から年額1,000円を徴収し（R6～）、私有林人工林の面積や林業就業者数、人口などに応じて市町村及び都道府県に森林環境譲与税を譲与することなどを規定した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年3月に成立しました。

制度開始当初は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に譲与が開始され、令和15年度まで段階的に増額する設計となっていました。災害防止・国土保全機能強化等の観点から森林整備を一層促進するために、令和2年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が一部改正され、令和6年度までの各年度の森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、当初予定していた借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額が前倒しで増額されることになりました。

出典：林野庁ホームページ



(2) 譲与基準と譲与額

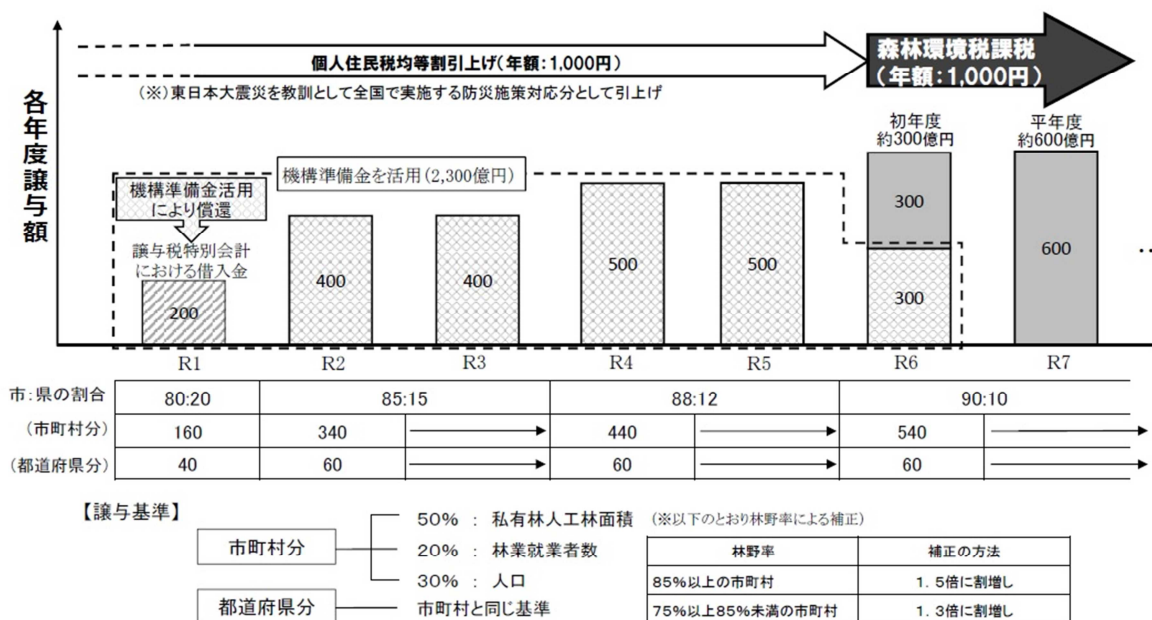
① 譲与基準

森林環境譲与税の譲与額は、下図のとおり、令和元年度は、総額200億円を市町村分：都道府県分＝80：20、令和2年度・3年度は、総額400億円を同85：15の割合で譲与されており、令和4年度・5年度は、総額500億円を同88：12、令和6年度以降は総額600億円を同90：10の割合で譲与される予定となっております。

譲与額の算定基準は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の割合で、全国合計数に対する各市町村の金額を算出し、譲与されており。都道府県分も市町村と同じ算定基準で譲与されています。

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



② 高知県内の活用状況

高知県では、県分として令和元年～令和3年に譲与を受けた森林環境譲与税計約5.7億円を活用し、市町村の森林整備の支援のため、航空レーザー測量データを用いた地形及び森林資源情報の整備や林業事業者が森林情報を有効活用するために使用するQGIS等に関するサポート支援を行いました。

また、森林経営管理制度を進める市町村を支援するため、県庁と出先事務所（6か所）に専任職員を配置し、市町村の支援チームを設置するなど、譲与額の約98%にあたる5.6億円を活用しています。

県内の市町村では、令和元年～令和3年に譲与を受けた森林環境譲与税計約29.8億円を活用し、間伐等の森林整備関係（意向調査、意向調査の準備等）、人材の育成・担い手の確保

関係（研修や就業への助成等）、木材利用・普及啓発（公共建築物等の木造化・木質化、森林・林業・木材普及活動等）などを実施しております。その結果、譲与額の約58%にあたる約17.2億円が執行され、残額については将来の森林整備や公共施設の木造化や木質化のために基金に積み立てられ、計画的に執行される予定です。

令和4年度については、譲与額見込み約14.9億円に対し、約114%にあたる約17億円が予算計上予定（補正予算含む）など、活用が広がっています。

②高知県内の譲与額等

○令和元年度～令和4年度までの譲与額（高知県分） （千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(見込)	計
142,349	213,524	211,353	203,224	770,450

表9

○令和元年度～令和4年度までの譲与額（市町村分）

市町村	（千円）				令和元年～4年 譲与額累計額	私有人工林 面積 (ha)	森林率	人口	林業 就業者数
	令和元年度 譲与額	令和2年度 譲与額	令和3年度 譲与額	令和4年度(見込) 譲与額					
高知市	32,070	68,148	67,880	87,228	255,326	6,879	55.9%	326,545	218
室戸市	12,429	26,412	25,760	27,362	91,963	3,469	87.1%	11,742	68
安芸市	28,309	60,158	60,177	74,675	223,319	12,208	88.6%	16,243	108
南国市	6,411	13,626	13,548	22,252	55,837	3,099	48.2%	46,664	53
土佐市	3,400	7,226	7,209	9,858	27,693	2,057	53.5%	25,732	5
須崎市	10,232	21,744	21,751	29,262	82,989	4,633	75.3%	20,590	57
宿毛市	18,177	38,626	37,236	44,167	138,206	7,801	84.6%	19,033	72
土佐清水市	11,746	24,962	24,244	31,078	92,030	4,861	85.4%	12,388	48
四万十市	37,384	79,442	76,203	96,638	289,667	16,181	84.1%	32,694	189
香南市	6,582	13,988	13,992	18,563	53,125	4,389	57.8%	32,207	10
香美市	50,305	106,900	107,322	138,031	402,558	23,648	89.0%	26,513	167
東洋町	4,607	9,790	9,817	15,113	39,327	2,152	86.0%	2,194	33
奈半利町	1,190	2,528	2,119	3,073	8,910	418	74.7%	3,034	10
田野町	426	904	897	889	3,116	108	45.9%	2,498	2
安田町	2,945	6,260	6,283	8,698	24,186	1,933	81.1%	2,370	4
北川村	12,778	27,154	25,504	31,453	96,889	5,530	93.2%	1,146	37
馬路村	7,616	16,184	16,241	20,311	60,352	3,106	94.3%	745	39
芸西村	1,338	2,846	2,854	3,550	10,588	1,010	74.0%	3,694	0
本山村	15,031	31,940	32,014	40,878	119,863	6,658	89.8%	3,261	64
大豊町	50,869	108,098	107,958	129,600	396,525	15,508	87.9%	3,252	390
土佐町	23,570	50,086	49,892	66,718	190,266	11,777	86.7%	3,753	76
大川村	9,300	19,764	19,075	24,765	72,904	4,893	94.6%	366	12
いの町	38,280	81,344	81,556	103,789	304,969	18,598	90.1%	21,374	98
仁淀川町	35,276	74,964	74,738	96,911	281,889	17,564	88.7%	4,827	96
中土佐町	11,821	25,122	24,904	33,252	95,099	6,482	89.1%	6,002	15
佐川町	6,790	14,430	14,092	20,017	55,329	4,871	71.3%	12,323	24
越知町	9,293	19,750	19,789	25,331	74,163	5,945	83.5%	5,187	4
梶原町	20,569	43,712	43,277	52,150	159,708	9,025	90.6%	3,307	65
日高村	2,160	4,592	4,571	5,507	16,830	1,505	64.4%	4,812	2
津野町	17,055	36,242	36,248	48,073	137,618	8,452	89.1%	5,291	54
四万十町	60,786	129,172	127,470	130,168	447,596	18,924	86.8%	15,607	274
大月町	4,746	10,084	9,991	12,521	37,342	2,038	78.1%	4,434	26
三原村	5,320	11,306	11,267	13,803	41,696	2,013	86.5%	1,437	29
黒潮町	10,584	22,492	21,815	24,627	79,518	4,186	78.9%	10,262	45
34	569,395	1,209,996	1,197,694	1,490,311	4,467,396	241,921	83.7%	691,527	2,394

※私有林人工林面積、森林率、人口、林業就業者数は、令和4年9月譲与分の基準値。

※私有林人工林面積及び森林率は、2020農林業センサスより。人口及び林業就業者数は、令和2年国勢調査より。

第四期森林環境税活用事業の成果（案）

（平成30年度～令和4年度）

令和4年11月

高 知 県

目 次

1	森林環境の保全を進める事業	
(1)	水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進	
①	みどりの環境整備支援事業	2
②	公益林保全整備事業	2
③	造林事業（環境林整備事業）	2
④	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	4
(2)	シカによる被害から森林環境を守る対策への支援	
⑤-1	シカ捕獲推進事業費補助金	5
⑤-2	指定管理鳥獣捕獲等事業委託料	6
⑤-3	シカ個体数調査委託料	7
⑤-4	森林環境保全対策シカ捕獲事業委託料	8
⑤-5	シカ被害対策啓発事業委託料	9
⑥	希少野生植物食害対策事業	10
2	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	
(1)	将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育への支援	
⑦	環境学習推進事業	11
⑧-1	高校生森林環境理解事業	12
⑧-2	高校生後継者育成事業	13
⑨	山の学習支援事業	14
(2)	県民の森や山に対する主体的な活動の支援	
⑩-1	森林環境情報誌作成等委託料	16
⑩-2	森林環境学習フェア等開催委託料	17
⑪-1	こうち山の日推進事業	18
⑪-2	こうち山の日県民参加支援事業	18
⑫	木育指導員活動支援事業	19
⑬	運営委員会等開催費	20
⑭	林業大学校研修事業費	21
(3)	持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援	
⑮	木の香るまちづくり推進事業	22

1 森林環境の保全を進める事業

(1) 水源かん養など公益的機能を増進する森づくり

- ① 公益林保全整備事業:木材増産推進課【H30～R4活用額 92,621千円】
- ② みどりの環境整備支援事業:木材増産推進課【H30～R4活用額 77,898千円】
- ③ 造林事業(環境林整備事業):木材増産推進課【R2～R4活用額 60,209千円】

ア 事業目的及び内容

水源かん養機能等の公益的機能が高い人工林の保育間伐を推進することにより、荒廃森林の発生を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるよう森林の整備を推進します。

イ 主な取組と実績

①公益林保全整備事業（県単独補助）

3 齢級（11年生）以上の人工林で行う保育間伐（除伐を含む。）に要する経費に対して支援し、これまでに27市町村で1,158haの保育間伐を実施しました。

②みどりの環境整備支援事業（国庫補助事業の嵩上げ補助）

3から9 齢級まで（11年生から45年生まで）の人工林で行う保育間伐（除伐を含む。）に要する経費に対して支援し、これまでに27市町村で2,449haの保育間伐を実施しました。

③造林事業（環境林整備事業）（県単独補助）

3から12 齢級まで（11年生から60年生まで）の人工林で行う保育間伐に要する経費に対して支援し、これまでに11市町村で556haの保育間伐を実施しました。

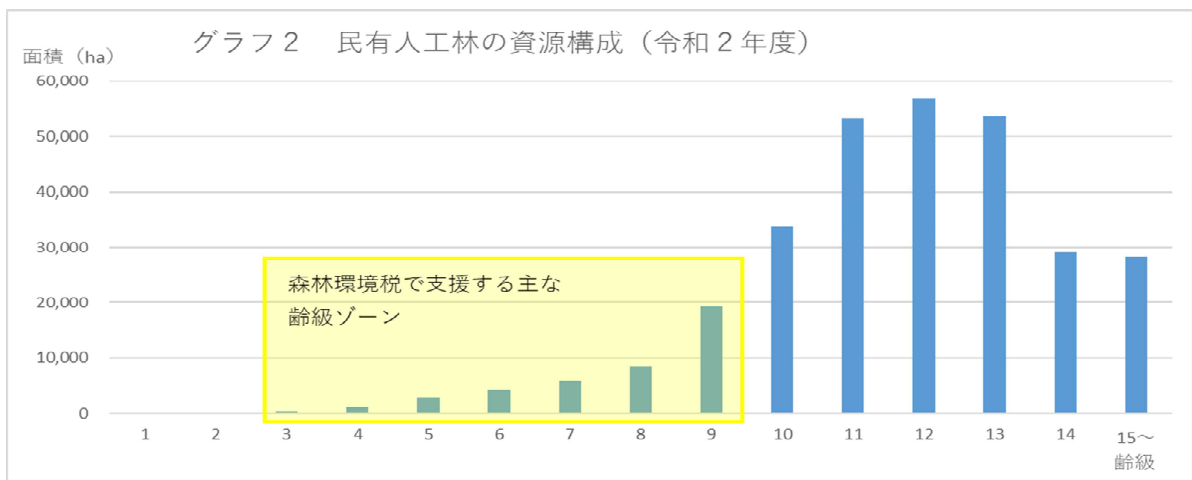
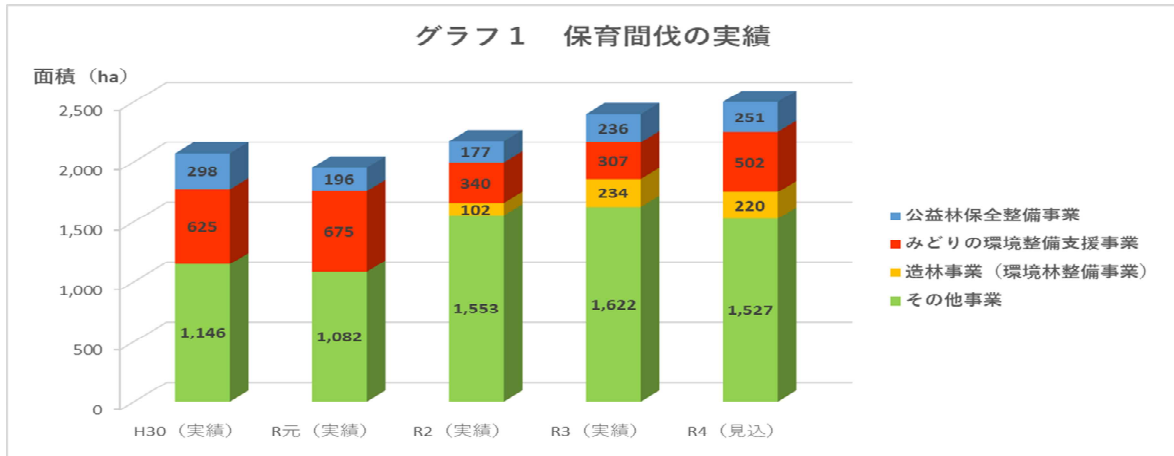
ウ 事業の成果

CO₂吸収効果をはじめとする、森林の多面的機能の維持増進を図ることができました。

また、第四期（平成30年から令和4年度まで）の保育間伐目標値5,000haに対しての達成率は83%となっています。

エ 課題と改善策

県内の人工林の多くが木材利用に適した状況となってきていますが、保育間伐が必要な森林が依然として多く存在していることから、森林環境譲与税等の活用も視野に入れ保育間伐を実施していく必要があります。



1) 森林環境税活用事業の実績 (R4は見込み)

単位：千円

NO.	事業名	H30 (実績)	R元 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (見込)	計
1	公益林保全整備事業	23,844	15,673	14,185	18,919	20,000	92,621
2	みどりの環境整備支援事業	18,314	20,412	11,105	10,188	17,880	77,898
3	造林事業 (環境林整備事業)			10,271	25,218	24,720	60,209
	計	42,158	36,084	35,560	54,325	62,600	230,727

2) 保育間伐の実績 (R4は見込み)

単位：ha

NO.	事業名	H30 (実績)	R元 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (見込)	計
1	公益林保全整備事業 ① (森林環境税)	298	196	177	236	251	1,158
2	みどりの環境整備支援事業 ② (森林環境税)	625	675	340	307	502	2,449
3	造林事業 (環境林整備事業) ③ (森林環境税)			102	234	220	556
4	その他事業 ④	1,146	1,082	1,553	1,622	1,527	6,930
5	保育間伐合計 ⑤ ①+②+③+④	2,069	1,953	2,172	2,399	2,500	11,093
6	森林環境税活用事業の占める割合 ⑥ (①+②+③) ÷ ⑤	45%	45%	28%	32%	39%	38%
7	森林環境税活用事業年間目標面積 ⑦	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
8	目標に対する達成率 ⑧ (①+②+③) ÷ ⑦	92%	87%	62%	78%	97%	83%

④ 森林・山村多面的機能発揮対策支援事業：林業環境政策課

【H30～R4活用額 44,569千円】

ア 事業目的及び内容

里山林の保全管理や資源を利用する活動を支援する、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金による地域住民等の協働活動を支援します。

イ 主な取組と実績

地域住民等の活動によって、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない身近な里山林を中心に約1,600haの整備を支援しました。

ウ 事業の成果

地域住民等による森林保全ボランティア活動により森林が整備されることで、森林の持つ多面的機能がより身近な里山林で発揮させることができました。

エ 課題と改善策

平成25年度に創設された国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金により実施している事業であり、平成29年度からは交付金の活用をしやすくするよう、里山林整備等を支援していますが、実施団体数が減少傾向にあるため、今後も実施団体の掘り起こしを行う必要があります。

(2) シカによる被害から森林環境を守る対策への支援

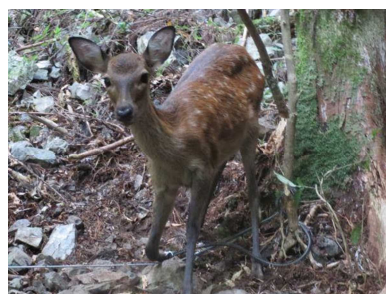
⑤-1 シカ捕獲推進事業費補助金【H30～R1 活用額 50,783千円】

ア 事業目的及び内容

山林に広範囲に生息するニホンジカを捕獲するため、被害を受けている地域で普及しているくくりわなを市町村が一括購入し、狩猟者に配布（貸与）を行い、シカ捕獲を推進します。



【自然植生への被害】



【わなにかかったニホンジカ】

イ 主な取組と実績

市町村を通じて狩猟者にくくりわなを配布（貸与）しました。

【配布数】 延べ7,776基（H30：3,699基、R1：4,077基）

【配布先】 延べ37市町村

H30年度（高知市、室戸市、安芸市、南国市、宿毛市、四万十市、香美市、安田町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、津野町、四万十町、三原村、黒潮町）

R1年度（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、四万十市、香美市、安田町、北川村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町、黒潮町）

ウ 事業の成果（H30～R1）

H30とR1に配布したくくりわな（7,776基）による捕獲実績（H30：H30～R2年実績、R1：R1～R3年度実績）については、ニホンジカ5,077頭、イノシシ3,205頭（合計8,282頭）を捕獲することができました。

ニホンジカ捕獲実績（頭）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計
H30年度配布くくりわな	544	1,724	714		2,982
R1年度配布くくりわな		385	1,062	648	2,095
総計					5,077

イノシシ捕獲実績（頭）

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計
H30年度配布くくりわな	172	1,402	295		1,869
R1年度配布くくりわな		248	767	321	1,336
総計					3,205

エ 事業の成果（令和4年度配布くくりわなによる令和4年度捕獲頭数見込）
配布基数：3,000基 捕獲頭数：2,000頭（ニホンジカ1,000頭、イノシシ1,000頭）

オ 課題と改善策
狩猟者が減少するなか、一定の捕獲技術水準の確保が課題となっています。今後も捕獲技術の向上のため、特に狩猟歴の浅いハンターを対象に捕獲技術の底上げが必要になっています。

⑤ー2 指定管理鳥獣捕獲等事業委託料【R2～R4活用額 19,509千円】

ア 事業目的及び内容

ニホンジカの食害により森林の下層植生が喪失し、生物多様性が大きく損なわれています。また、急峻な地形のため通常の方法では捕獲することが困難な地域がニホンジカの避難場所となっています。このため、高い技術力と安全管理能力を有した「認定鳥獣捕獲等事業者」を活用し、くくりわなによる効果的かつ高度なニホンジカの捕獲を実施します。

イ 主な取組と実績

自然植生被害が著しく、捕獲困難な地域にてニホンジカの捕獲を実施

【実施区域】（国有林、鳥獣保護区）

高岡区域：四万十町大正（つづら山鳥獣保護区）

鳥獣保護区に隣接するコビ穴山国有林4080～4082林班

注：コビ穴山国有林4080～4082林班での捕獲は令和4年度のみ実施

幡多区域：四万十市西土佐奥屋内（八面山鳥獣保護区）

鳥獣保護区に隣接する黒尊山国有林10林班

注：黒尊山国有林10林班での捕獲は令和3年度から実施

【捕獲方法及び期間】くくりわなによるわな猟

令和2年度捕獲期間：高岡区域 令和2年10月25日～令和3年2月27日

幡多区域 令和2年10月25日～令和3年3月10日

令和3年度捕獲期間：高岡区域 令和3年10月1日～令和4年1月17日

幡多区域 令和3年10月13日～令和4年1月28日

ウ 事業の成果

【令和2～3年度ニホンジカ捕獲実績】

ニホンジカ延べ93頭（令和2年度：45頭、令和3年度：48頭）を捕獲し、生息密度の低下を実行することができました。

R2～R3年度ニホンジカ捕獲実績(頭)

年度	実施区域	捕獲目標			捕獲実績						備考
		銃猟(頭)	わな罠(頭)	合計(頭)	銃猟(頭)	割合(%)	わな罠(頭)	割合(%)	合計(頭)	割合(%)	
令和2	高岡区域	30	くくりわな	60	33	くくりわな	110.0	45	75.0	捕獲目標達成(1月31日)	
	種多区域	30	くくりわな		12	くくりわな	40.0				
令和3	高岡区域	30	くくりわな	60	10	くくりわな	33.3	48	80.0		
	種多区域	30	くくりわな		38	くくりわな	126.7				
合計								93			

エ 課題と改善策

当該実施区域でのニホンジカの出現頻度の特に高い期間に引き続き事業を継続するとともに、ニホンジカが逃げ込む場所や繁殖場所となっている隣接する国有林での捕獲を行うなど、捕獲範囲を広げ効率的な捕獲活動を継続していく必要があります。

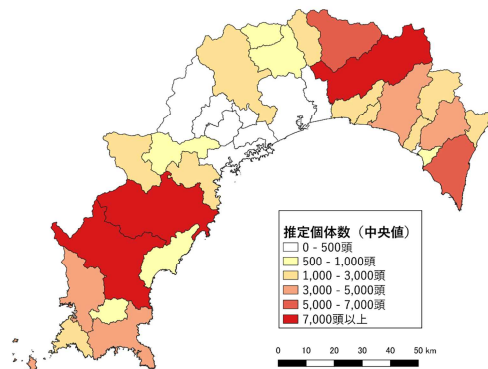
⑤ー3 シカ個体数調査委託料【R1～R3活用額 19,038千円】

ア 事業目的及び内容

近年、ニホンジカが高知県内の高密度生息域から低密度生息域に分散するなど、個体数の管理が困難になりつつあります。そこで高知県全域及び県を西部・中部・東部の3つに区分した管理ユニットごとの最新の生息数を推定し、科学的根拠に基づく計画的で順応的なシカの管理を行うことに役立てます。

イ 主な取組と実績

- 令和元年度：ベイズ推計により県内のニホンジカの個体数推計及び将来予測を行い、平成30年度末現在でのシカ生息数を推定しました。
- 令和2年度：令和3年度に行うより正確な推計のための基礎データを得るため、県内全域において糞粒法110箇所、糞塊法70ルートの実地調査を実施しました。
- 令和3年度：平成15～令和2年度末までのデータを用いて、ベイズ推計により県内のニホンジカの自然増加率や個体数等の推計を行い、令和2年度末現在でのシカ生息数等を推定しました。



【図 市町村別の令和2年度のニホンジカ推定生息数(中央値)】

ウ 事業の成果

令和2年度末時点での県内個体数（74,747頭）を推定することができました。これにより第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の削減目標に向けて、年間2.5万頭捕獲すれば令和5年度末に、現在のニホンジカの自然増加数16,400頭/年を上回る年間2万頭程度を捕獲すれば令和7年度末には達成できるといった現状を把握することができました。また調査結果は各市町村にも公表し、シカ捕獲対策に役立ててもらいました。

エ 課題と改善策

令和6年度以降に県内ニホンジカ生息頭数を再度推定することにより、平成23年度生息数の令和5年度までの半減目標達成状況を確認し、次回以降の第二種特定鳥獣管理計画の策定等に寄与します。

⑤ー4 森林環境保全対策シカ捕獲事業委託料【R3～R4活用額 33,567千円】

ア 事業目的及び内容

県内ではシカによる自然植生被害が深刻な状況にあります。その中でも「安芸市、四万十市、香美市、大豊町、四万十町」の5市町では、平成28～令和2年度狩猟期のシカの捕獲頭数が全県のおよそ50%を占めており、県境に接しているために隣県からのシカの流入が顕著であります。

上記5市町において、3月末までの捕獲報償金支払事務を委託により実施することで早期の捕獲及び捕獲圧の強化を図ります。

【H28～R2年度の5市町ニホンジカ捕獲実績】

市町	年度別捕獲実績(頭)					H28～R2平均
	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	
① 安芸市	372	399	442	588	537	468
② 香美市	1,040	941	1,263	816	958	1,004
③ 大豊町	892	669	799	894	749	801
④ 四万十町	358	464	425	448	534	446
⑤ 四万十市	717	633	1,108	615	683	751
合計	3,379	3,106	4,037	3,361	3,461	3,469
全県に対する割合	45.7%	45.8%	65.4%	42.0%	51.7%	49.5%
全県	7,388	6,788	6,172	8,006	6,690	7,009

イ 主な取組と実績

捕獲報償金：8,000円/頭

令和3年度5市町の取扱い頭数実績：1,596頭

市町	安芸市	四万十市	香美市	大豊町	四万十町	計
捕獲頭数(頭)	340	348	280	187	441	1,596

令和4年度取扱い頭数見込：2,400頭

市町	安芸市	香美市	四万十市	大豊町	四万十町	計
捕獲頭数(頭)	370	710	500	300	520	2,400

ウ 事業の成果

令和3年度の狩猟期に捕獲されたニホンジカ7,507頭のうち21%となる頭数を本事業で取り扱いました。

エ 課題と改善策

5市町の狩猟者へ本事業についての周知を行い、更なる捕獲（取り扱い）頭数増加を目指します。また、隣県からのニホンジカの流入を抑制するために、捕獲圧をかけ続ける必要があります。

⑤ー5 シカ被害対策啓発事業委託料【R2活用額 5,044千円】

ア 事業目的及び内容

本県ではニホンジカ等による森林、自然植生被害を抑制するため捕獲活動を推進しております。しかし狩猟者数は減少傾向にあり、また高齢化により将来的な狩猟者不足が予測されます。

本事業では農林業従事者及び高校生等の若者を対象に狩猟フォーラムや出前授業を行い、森林被害の現状を認識してもらうとともに、将来の担い手となる狩猟者の確保やジビエの活用推進を目指します。

イ 主な取組と実績

【令和2年度開催実績】

狩猟フォーラム：2回開催 来場者延べ197人（1回目136人、2回目61人）

わな体験ツアー：2回開催 参加者延べ21人（1回目11人、2回目10人）

出前授業：11回開催（高等学校9校、高知大学、農業大学校）

参加者延べ230人



【狩猟フォーラム】



【わな体験ツアー】



【出前授業】

ウ 事業の成果

新型コロナウイルス蔓延中にもかかわらず多くの人に参加をいただきました。本事業により、狩猟の社会的な役割と魅力について周知を図ることができ、将来の若手狩猟者の確保につながったと考えられます。

エ 課題と改善策

新型コロナウイルス感染症対策のため狩猟フォーラムやわな猟体験ツアーの参加者が制限せざるを得なかったため、本来は更なる来場者数や参加者数が見込めます。

⑥ 希少野生植物食害対策事業：自然共生課【H30～R4活用額 64,871千円】

ア 事業目的及び内容

ニホンシカによる希少野生植物の食害防止を図ることで、森林の生物多様性を保全することを目的とする。

- ・希少野生植物の分布調査と防鹿柵設置計画の樹立
- ・防鹿柵の設置及び設置した防鹿柵のモニタリング
- ・防鹿柵内の植生調査
- ・石鎚山系におけるニホンシカの生息状況と重要な植生のモニタリング及び保護

イ 主な取組と実績

- ・希少野生植物の分布調査に基づく防鹿柵の設置
宿毛市～東洋町：53箇所
- ・設置した防鹿柵と保護対象である植生のモニタリング調査
設置した箇所の全部

ウ 事業の成果

- ・保護対象植生の喪失防止と増殖



対策前



対策後

エ 課題と改善策

・分布調査は地域住民や当地に詳しい方からの情報収集に頼る部分が多いことから、希少植物の分布状況の把握が十分にできていない。

○改善策：登山者や林業事業者及び森林管理署等への情報提供の呼びかけ

・防鹿柵の設置箇所によっては、落石や倒木の影響で倒壊したり破損することがある。

○柵やネットの材質変更及び設置範囲の見直し。

2 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

(1) 将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育への支援

⑦ 環境学習推進事業：生涯学習課【H30～R4活用額 14,484千円】

ア 事業目的及び内容

平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進。

イ 主な取組と実績

①子ども地域学習推進事業（R2年度まで）

子どもだけの実行委員会を組織し、子どもが主体的に中山間地域の活性化のために、森林や林業などの課題を解決するためのプロセスを体験した。

- ・小中高、大学生すべての校種の参加者が揃ったことで、幅広く意見が出される等、活動の充実に繋がった。3年間で184名（スタッフ含む）が参加した。
- ・大学生がすべての運営を担ったことで企画力・運営力を身につけた。

②自然体験型学習事業

2泊3日以上森林に関わる体験活動を含む宿泊体験活動を行う小中学校を設置する市町村等、1泊2日以上森林に関わる体験活動を含む宿泊体験活動を行う民間団体等に対し経費を補助した。

- ・H30年度 → (小) 12校・169名, (中) 7校・105名
- ・R元年度 → (小) 10校・145名, (中) 6校・227名
- ・R2年度 → (小) 2校・31名, (中) 1校・20名, (民間) 3団体・55名
- ・R3年度 → (小) 1校・13名, (中) 1校・30名, (民間) 3団体・130名
- ・R4年度 → (小) 6校・76名, (中) 1校・40名, (民間) 4団体・145名

※R4は、年度当初時点の見込み数

③森林活用指導者育成研修（R3年度より新規実施）

学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行った。

- ・R3年度 → 受講者12名
(うち、修了者5名)
- ・R4年度 → 受講者20名



【四万十町立東又小学校での活動状況】

ウ 事業の成果

子ども地域学習推進事業では、地域課題解決プロジェクトを実行することで、市町村の枠を超えた地域コミュニティの活性化と新たなキャリア教育のモデルにつなげることができた。

自然体験型学習事業では、子供たちが様々な自然体験活動に取り組むことができていることに加え、民間団体等が主催する自然体験型学習ではあらゆる地域の大人と交流することができている。

森林活用指導者育成研修では、幅広い地域の方に参加いただき、様々なプログラムの実施を通して、技術面や子供との関係づくり等における資質の向上が図られている。

エ 課題と改善策

新型コロナウイルス感染症と向き合いながら、学校が実施し易いプログラムを提供していくとともに、人材育成面では研修を終了した者が活動できる場も提供することで、環境学習の推進を図っていく必要がある。

⑧ 森林環境保全事業：高等学校課【H30～R4活用額 6,716千円】

⑧-1 高校生森林環境理解事業【H30～R4活用額 4,397千円】

ア 事業目的及び内容

河川の水質検査や間伐材利用などの体験を通して、森林や森林環境の重要性を理解し、将来の森林環境保全に具体的に取り組める人材の育成を支援します。

イ 主な取組と実績

四万十高校、高知北高校・窪川高校(令和4年度から実施)では、河川の水質や森林植生の調査、フィールドワーク等を通じて、森・川・海を結ぶ生態系の成り立ちや森林が環境に与える重要性について学習しています。また、高知農業高校 森林総合科では、学校演習林において、GNSSを活用した実習を行い、データ収集から分析を行い、森林測量知識・技術の習得を図り、森林の多面的機能を維持するための学習を行っています。幡多農業高校 グリーン環境科においても、森林管理作業の技術習得や間伐材を利用した木材加工品の製作を行い、森林環境と木材の有効利用についての学習を行っています。

ウ 事業の成果

教科学習の中で学ぶ環境教育に加え、本事業での体験的学習により、高知県の森林や河川の環境、生態系に関する知識、木材の有用性など、森林環境や環境問題について深く考える機会が得られ、森林環境を大切にする意識を醸成することができました。

また、間伐材を利用した木材加工品の製作から、木材の環境特性を理解し、木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育」につなげることができました。



【海学習】



【木工品の製作】



【GNSS を用いた実習】



【林道整備】

エ 課題と改善策

持続可能な森林環境の保全への取組を進めていくためには、将来を担う世代に森林への理解と関心を持っていただくよう、取組を着実に継続していくことが必要です。そのためにも、学校現場において、各授業のなかでSDGsやカーボンニュートラルの実現に関する内容など、継続的・発展的な森林環境教育を実施していく必要があります。

実施内容		回数				
		H30	R元	R2	R3	R4(見込み)
高知北高校	校内活動	16	5	13	15	10
四万十高校	フィールドワーク等	17	19	33	21	16
幡多農業	木工教室	6	2	0	0	
	間伐材利用	24	22	3	2	2
高知農業	演習林実習	0	0	0	25	25

※幡多農業高校の木工教室は令和4年度から実施せず。

⑧-2 高校生後継者育成事業【H30～R4活用額 2,319千円】

ア 事業目的及び内容

高知県森林研修センターと連携を図り、林業の現場で必要とされる車両系建設機械と可搬式林業機械の資格取得を支援します。

イ 主な取組と実績

①車両系建設機械研修

【研修内容】「車両系建設機械に関する講義と整地・運搬・積み込み掘削の実技」

高知農業高校、幡多農業高校・梶原高校・窪川高校(令和2年度まで実施)の生徒が受講しました。

②可搬式林業機械研修

【研修内容】「チェーンソー及び刈払い機の取り扱いについての講義と実技」

高知農業高校・梶原高校・窪川高校(令和2年度まで実施)に加え、令和3年度から幡多農業高校が、令和4年度から嶺北高校の生徒が受講しました。

ウ 事業の成果

資格取得が生徒の学習意欲につながるなど相乗効果もあり、技術向上や進路選択につながっています。森林管理作業で必要となる労働安全衛生法に基づく知識や技術を習得できることから、学校での実習において、講習から得た技術を活用しています。

卒業後の進路においても、森林・林業関連への就職や進学者もいることから、次世代の林業後継者となる人材の育成にもつながっています。



【ホイールローダ講習】



【バックホウ講習】



【チェーンソー講習】

エ 課題と改善策

車両系建設機械の資格取得は、一度に受講できる人数が上限10名であり、希望者が多くなった場合、受講できない生徒が出てくる可能性があり、生徒の希望進路に応じて、学校側での選抜が必要となります。

後継者育成という観点でも、林業に関する科・農業コースを選択する生徒が減少していることから、林業に関する科・農業コースの魅力や特性、森林・林業に対する理解を少しでも促すため、地域の中学校・保護者に対しPRしながら、生徒数の確保につなげ、本事業の積極的な活用と将来の担い手育成に向けての取組が必要となります。

研 修	人 数				
	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4 (見込み)
車両系建設機械	23	29	25	20	16
可搬式林業機械	10	9	23	23	68

⑨ 山の学習支援事業：林業環境政策課【H30～R4活用額 86,114千円】

ア 事業目的及び内容

森林県である本県の子どもたちに「木の文化」が身に付くような学習への支援を行うことによって、子どもたちが森林への理解や関心を深め広げ、将来にわたって山や森林を守り、大切に思う心を育むことを目的とする。

- ・総合的な学習の時間等において、年間を通して森林環境学習を実施する小中学校等に対して、学校独自の取組みをすすめるために補助する。（以下、山の学習）
- ・山の一日先生支援事業に取組む団体に対して補助する。（以下、山の一日先生）

イ 主な取組と実績(R4は見込)

○山の学習

年度	事業実施校（校）	参加児童・生徒数（人）	補助額（千円）
H30	56	5,338	14,176
R 元	67	5,860	13,539
R2	67	5,253	11,292
R3	64	5,386	12,653
R4	82	6,849	18,750

○山の一日先生（令和元年度より実施、平成30年度まではこうち山の日推進事業内で実施）

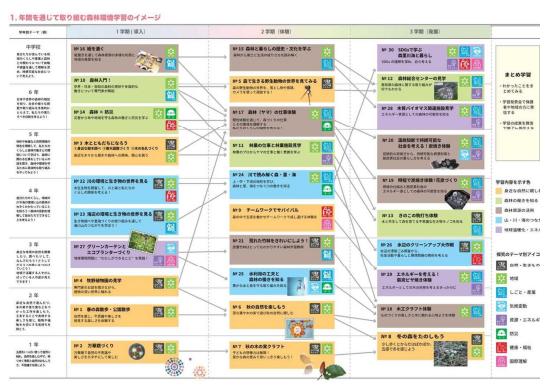
年度	事業実施回（回）	参加者数（人）	補助額（千円）
R 元	74	3,776	1,500
R2	77	3,400	1,520
R3	100	4,848	1,641
R4	100	5,151	3,000

○山の学習支援事業活用ハンドブック作成（令和2年度）

学校向けの事業活用ハンドブック「YAMA NAVI」を作成、県内の小中学校、教育委員会等へ配布した。



【「YAMA NAVI」(表紙・裏表紙)】



【森林環境学習カリキュラム例】

関連HP:https://www.moritomidori.com/business/yama_gakusyu_schedule.html

○山の学習支援事業活用促進事業（令和3年度）

山の学習支援事業を活用していない学校や教育委員会を対象に、令和2年度に作成したハンドブックを活用して事業の説明、カリキュラムの提案を行った。

ウ 事業の成果

山の学習、山の一日先生においては、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の流行により、中止される事業があったが一定の実施数、参加者数を維持することができた。また、山の一日先生の実施団体からはハンドブックの配布以降山の一日先生の派遣依頼や、山の学習の協力依頼が増加したとの声も聞かれた。山の学習活用促進事業においても、令和4年度の事業活用を希望する学校が前年度より18校増加するなど、期待していた成果をあげることができた。

エ 課題と改善策

これまで事業活用校の固定化が課題となっており、令和3年度に事業活用促進のための取組を行った。今後は新たに事業活用を開始した学校や既に事業を継続的に活用している学校に事業を活用し続けてもらえるようサポートと、更に事業活用校を増加させるための取組を継続的に行いたい。



【炭窯の見学】



【間伐体験】



【木工製作】

(2) 県民の森や山に対する主体的な活動の支援

⑩ 森づくりへの理解と参加を促す広報事業：林業環境政策課

【H30～R4活用額 83,220千円】

⑩-1 森林環境情報誌作成等委託料【H30～R4活用額 32,241千円】

ア 事業目的及び内容

森林環境税を活用した事業の取組や、森林や山に関する情報を分かりやすく広く伝えることによって、県土の84%を占める森林の公益的機能やその大切さを県民各層が認識し、森林環境税への理解を深めてもらうことを目的とする。

平成29年度まで「mamori」だったものを平成30年度からは、タイトルを「もりりん」として、森林環境税を活用した取組だけでなく、県内での様々な取組等を紹介するとともに、動画など誌面以外のコンテンツとも連携したPRを行うことにより、森林の持つ多面的な機能をターゲットする若い世代に、より理解を促すことを狙いとしたリニューアルを行った。

イ 主な取組と実績

毎年2回（平成30年度のみ1回）、各号8万3千部発行しており、幼稚園、保育園や小中学校を中心に配布している。

発行年度	テーマ	号、特集
H30	山を元気にするためにふれる号	1号「げんきな山の ^{もの} クライテリア」
R元	森林を元気にするために、山の働きを知る号	2号「元気な森林は、地域をまもる」
		3号「元気な森林は、環境をまもる」
R2	森林を元気にするために学ぶ号	4号「森に入って楽しく学びませんか？」
		5号「みんな、森が大好きさ！」
R3	森林を未来に残すために守る号	6号「命が命をつなぐ森」
		7号「森をまもる仕事」
R4	森林の循環を作るために使う号	8号「身近な木を使う」
		9号「未定」※12月発行予定

ウ 事業の成果

森林環境税について学べる漫画を掲載した際には「森林環境税のことを初めて知った」という感想や、特集で鳥獣被害を取り上げた際には「野生動物との共生について考えるきっかけになった」等のアンケート回答があり、県民に森林の機能や県の取組への理解と関心を深めていただくための重要なツールになってきている。

エ 課題と改善策

アンケートの回答数が目標値に達していないことから、読者からの関心を十分に得られていないと考える。今後はYouTubeやSNSを活用し、より深い学びが得られるコンテンツとなることを目指す。

また、現在は県の情報発信が十分に行えるスペースが確保できていないため、ページ数を増やし、構成を見直すことで県の取組や森林環境税について積極的な広報を行う。



【もりりん第1号 (H31.3)】



【もりりん第8号 (R4.7)】

関連HP : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/moririn.html>

⑩-2 森林環境学習フェア等開催委託料【H30～R4活用額 41,288千円※】

※森林環境保全バスツアーについては、事業の組替えのため、R3年度以降のみ含んでいる

ア 事業目的及び内容

森林環境学習に関するフェアや森林環境保全バスツアーを開催し、広く県民に森林環境保全の意識を理解し、関心を深めていただくための情報発信等を行う。

イ 主な取組と実績

	平成30年 (実績)	令和元年 (実績)	令和2年 (実績)	令和3年 (実績)	令和4年 (実績)
森林環境学習 フェア来場者数	16,500人	18,000人	中止※	5,000人※	6,398人
森林環境保全 バスツアー 回数、参加者数	1回23人 ※3月分は雨天 中止	1回90人 3月分は中止※1	中止※	中止※	2回100人 (定員)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止や規模縮小の影響を受けた

ウ 事業の成果

森林環境税や森林環境への周知、理解促進のため木造住宅フェア(もくもくランド)を森林環境学習フェア(もくもくエコランド)と全面リニューアルし、林業・森林環境学習に関するフェアを実施した。

これまで、都市部の住民に身近な場所でのフェアの実施により、気軽に参加でき、森林環境の理解につなげることができた。アンケート等では、継続的な実施への期待が寄せられるなど、森林環境税及び森林環境の理解促進のための大きな柱になってきている。

エ 課題と改善策

新型コロナウイルスの感染拡大により、事業に大きな影響を受けた。リアルの体験を大切にしながらも、動画などのデジタルコンテンツやリモート参加などを工夫し、withコロナにおけるイベントの形を示していきたい。



【正面ゲート】



【ステージイベント(森の検定)】



【小間風景1：林業大学校】



【小間風景2：森林環境学習】

関連HP：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/mokumokueco.html>

⑪ こうち山の日推進事業：林業環境政策課【H30～R4活用額 54,030千円】

⑪-1 こうち山の日推進事業費補助金【H30～R4活用額 38,205千円】

⑪-2 こうち山の日県民参加支援事業委託料【H30～R4活用額 12,818千円】

ア 事業目的及び内容

県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めてもらうことを制定趣旨とした「こうち山の日」(11月11日)を中心に行われる普及啓発活動や森林保全ボランティア活動等を支援します。

イ 主な取組と実績

県民が森林保全活動や都市と山村の交流など、森林への理解と関心を深める取組に対して支援しました。

また、広く県民から参加を募る森林保全ボランティアなどの活動を支援しました。



【木工教室】



【森林植物観察ツアー】



【昔の道具で丸太切り】

ウ 事業の成果

平成30年度から令和4年度（見込み）までの5年間で、延べ約33,100人の県民のみなさんに、「こうち山の日」の制定趣旨に賛同した活動に参加していただき、全国一の森林率を誇る本県の森や山に対する理解や関わりを深めていただくことができました。

エ 課題と改善策

「こうち山の日」の活動への参加人数は新型コロナウイルス感染拡大により著しく減少しましたが、感染症対策を講じた上で開催するようになってから少しずつ増加していることから、今後も県民の方の参加を増やす努力を重ねていく必要があります。

また、今後は活動団体間で優良事例などを共有するために実施している情報交換の場を通じて、より広く県民に周知させるための工夫を検討していく必要もあります。

こうち山の日推進事業												
事業名	平成30年度(実績)		令和元年度(実績)		令和2年度(実績)		令和3年度(実績)		令和4年度(見込み)		計	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
①こうち山の日推進事業費補助金	34	14,056	24	10,669	13	687	20	2,455	21	4,000	112	31,867
②こうち山の日県民参加支援事業費委託料	24	275	28	396	46	651	40	595	43	470	181	2,387
計	58	14,331	52	11,065	59	1,338	60	3,050	64	4,470	293	34,254

※①こうち山の日推進事業費補助金の平成30年度(実績)の回数及び参加者には、山の一日先生事業も含む。
R元以降は、山の学習支援事業に移管

⑫ 木育指導員活動支援事業：林業環境政策課【R2～R4活用額 3,665千円】

ア 事業目的及び内容

木育指導員の養成のための取組と活動を支援する。

イ 主な取組と実績

令和2年度は、木育指導員として活動されている方を対象に、木育指導調査を行いました。

令和3年度は、子どもを始めとした参加者527名が木や竹、松ぼっくり等の自然素材を使いながら木育活動を体験しました。2団体が実施し、実施回数は16回で、内訳は木育指導員の派遣支援が13回、木育指導員の養成が3回でした。

ウ 事業の成果

幼児教育に携わる指導者、幼児に接する機会の多い人材（保護者等）への養成が、木育の意義の普及啓発活動にもなっています。

エ 課題と改善策

各市町村を始め県民の意識においても木育への認識や取組には差があり、また現行制度の中での幼児に対する森林環境教育の不足もあることから、木育の意義や事業概要を各市町村・教育委員会以外の幼保関係施設等へ普及啓発する必要があります。

木育指導員活動支援事業				
年度	R2（実績）	R3（実績）	R4（見込み）	計
調査数	9			9
実施回数		16	13	29
参加者数		527	300	827

⑬ 運営委員会等開催費：林業環境政策課【H30～R4活用額 2,832千円】

ア 事業目的及び内容

森林環境保全基金の運営を適正に行うため、基金運営委員会を開催します。

イ 主な取組と実績

有識者、消費者など10名の県民で構成し、森林環境税を活用した事業の予算審議や、事業の執行管理などを行い、同税の透明性を確保することに努めました。

ウ 事業の成果

森林環境税の活用等についての透明性を確保することができました。

なお、同委員会の概要については、高知県公開HP内「森林環境税のページ」にて議事録をご覧になることができます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kankyousei.html>

森林環境保全基金運営委員会						
年度	H30(実績)	R1(実績)	R2(実績)	R3(実績)	R4(見込み)	計
回数	4	2	3	2	4	15
人数	29	16	25	17	40	127

⑭ 林業大学校研修事業費 : 林業大学校/森づくり推進課

【H30～R4活用額 2,802千円】

ア 事業目的及び内容

森林保全ボランティア活動により森林整備を行う方を対象に、伐木作業等や車両系林業機械等の操作にかかる安全衛生に関する知識や技術の向上を図ることによって、現場の事故防止につなげることを目的とし、林業大学校において、林業活動を実践している方の知識や技術の向上を図る「短期課程」の研修を実施。

イ 主な取組と実績（人）

研修名	H30(実績)	R1(実績)	R2(実績)	R3(実績)	R4(見込み)
チェーンソー特別教育	11	10	6	4	10
小型車両系建設機械	4	11	8	10	15
玉掛け技能講習	4	6	8	9	10
小型移動式クレーン運転技能講習	6	4	4	5	10

ウ 事業の成果

森林保全ボランティア団体や地元の森林の保全をお願いされた者の中には、搬出間伐を行う場合もあり、経験の浅い方が森林で作業する機会も増えていることから、参加者の安全を確保するための安全研修を実施し、現場の事故防止につなげることができました。

エ 課題と改善策

森林保全ボランティアでの安全な作業を進めていくうえでも大変重要な取組であることから、引き続き実施していく必要があります。また、多くの県民に参加していただければ森林保全活動に関する研修をより充実させる必要があります。

(3) 持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援

⑮ 木の香るまちづくり推進事業：木材産業振興課

【H30～R4活用額 197,479千円】

ア 事業目的及び内容

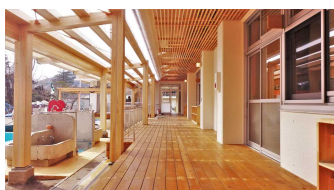
「木の文化県構想」に基づく活動の一環として、多くの県民等が利用する公共的空間等において、木に触れ、木に親しむことのできる機会を創出することにより、木を使うこと及び森林・環境の保全との関わりについての理解及び関心を深めてもらい、県産材の需要拡大を図ることに努めます。

イ 主な取組と実績

- ・ 公共的施設整備 : 70施設
- ・ 学校関連環境整備 : 183施設
- ・ 屋外景観施設整備 : 85施設
- ・ 木育推進 (R2年度～追加) : 16市町村



【公共的施設整備 (立川PA)】



【学校関連環境整備 (中土佐町)】



【屋外景観施設 (佐川町)】



【木育推進】

ウ 事業の成果

木の香るまちづくり推進事業 (実績)

	H30	R1	R2	R3	R4 (当初)	計
公共	7	44	4	5	10	70
学校	43	35	33	32	40	183
屋外	5	5	5	29	41	85
木育			5	5	6	16
計	55	84	47	71	97	354

エ 課題と改善策

これまでの継続的な周知により、様々な団体や市町村に取り組みを知ってもらうことで身近な木材利用を進めることができています。今後もより一層身近に感じてもらえるような場所での利用促進を図り、機会の創出に努めていきます。

また公共施設や屋外景観について、利用目的やPR効果は高いと思われるような施設でも、利用用途や補助条件の制限によって利用しづらいとの相談がありました。このため、今後は民間団体等からの更なる利用促進のため、これまでの補助の条件や対象施設に対して、事業の目的に留意しながら、補助条件等を見直すことで、更なる利用者の拡大を図り、高知県産木材の利用の促進に貢献できるよう検討を進めていきます。

単純集計結果（速報）について

森林環境税の継続について、県民世論調査及び企業アンケート等の単純集計結果（速報）については、次のとおりであった。

●森林環境税の継続の賛否について

〔県民世論調査〕

意見	〔県民世論調査〕			〔企業アンケート〕	
	カテゴリ	H23	H28	R4	R4
賛成	賛成	48.1%	46.8%	43.4%	44.3%
	どちらかといえば賛成	76.5%	74.4%	89.6%	88.8%
	どちらかといえば反対	28.4%	27.6%	46.2%	44.5%
	反対	2.9%	3.9%	4.1%	3.4%
	反対	3.0%	3.1%	2.2%	1.8%

※「別の考えがある」、「わからない」及び「無回答」は除く。

●森林の保全や整備のため、取り組むべき又は充実すべき事業は（複数選択）

〔県民世論調査〕〔企業アンケート〕

カテゴリ	R4	R4
間伐などによる森林整備への支援	76.6%	59.4%
公共的な施設などへの木材利用の推進への支援	47.0%	32.6%
将来を担う子どもたちを対象とした森林環境学習などへの支援	45.7%	37.0%
地域住民等の組織による里山林の保全や利活用等の取組への支援	39.5%	22.4%
シカによる被害から森林環境を守る対策への支援	38.7%	29.9%
森林保全ボランティア団体などの活動への支援	33.1%	21.7%
森づくりへの理解と参加を促す広報や情報発信	32.7%	22.6%

※(参考) H28 継続又は充実すべきだと考える事業(複数選択)

- ①森林整備への支援(73.4%)、②公共的施設等への木材利用支援(44.4%)
- ③森林環境学習への支援(42.0%)、④シカ被害対策支援(38.4%)
- H23 充実した方がよい+現状のままでよいとの回答
- ①森林整備への支援(82.3%)、②公共的施設等への木材利用支援(76.3%)
- ③森林環境学習への支援(75.6%)、④県民主体の活動への支援(72.3%)

●森林の公益的機能が低下していることを知っているか

〔県民世論調査〕

意見	カテゴリ	H23	H28	R4
知って	よく知っていた	25.6%	22.7%	14.7%
	だいたい知っていた	73.0%	71.3%	66.3%
	あまり知らなかった	17.5%	18.5%	22.8%
	全く知らなかった	7.6%	8.3%	7.2%

●県の森林環境税と国の森林環境譲与税について知っているか

〔県民世論調査〕

カテゴリ	R4
どちらも知っていた	12.1%
県の森林環境税のみ知っていた	14.5%
国の森林環境譲与税のみ知っていた	2.0%
どちらも知らなかった	70.6%

●森林環境税の使い道について知っているか

〔県民世論調査〕

カテゴリ	R4
知っていた	5.6%
何となく知っていた	21.8%
知らなかった	71.9%

R4年度調査対象

- ①県民世論調査（調査期間：8/19から9/13）
調査先：3,000人→回答：1,671人
※回答率：55.7%
- ②企業アンケート（調査期間：8/8から9/13）
調査先：2,000社→回答：438社
※回答率：21.9%

(参考) もくもくエコランド2022 森林環境税アンケート

意見	カテゴリ	H28	R4
賛成	賛成	60.6%	59.6%
	どちらかといえば賛成	84.5%	93.1%
	どちらかといえば反対	23.9%	33.5%
	反対	1.4%	3.4%
	反対	2.8%	1.5%

①R4 10/22-23
回答数203人

②H28 10/22-23
回答者数71人

カテゴリ	R4
間伐などによる森林整備への支援	77.8%
公共的な施設などへの木材利用の推進への支援	41.4%
将来を担う子どもたちを対象とした森林環境学習などへの支援	62.1%
地域住民等の組織による里山林の保全や利活用等の取組への支援	46.3%
シカによる被害から森林環境を守る対策への支援	50.7%
森林保全ボランティア団体などの活動への支援	37.9%
森づくりへの理解と参加を促す広報や情報発信	35.0%